

**タウンミーティング調査委員会
調査報告書**

平成18年12月13日

タウンミーティング調査委員会 調査報告書

目次

はじめに	1
1. 当委員会の設置の目的等	3
(1) 当委員会の設置目的及び任務	3
(2) タウンミーティングの趣旨目的及び開催実績	3
(3) 当委員会の設置に至る経緯	5
(4) 当委員会の体制及び活動概況	5
2. 調査の対象及び方法等	8
(1) 調査の対象	8
(2) 調査の基本的な考え方及び調査すべき項目等	8
(3) 調査方法等	9
【基本的な調査方法及び調査に当たっての留意事項】	9
【主な調査項目ごとの調査内容、調査方法等】	10
「発言の依頼」に関する調査	10
「発言内容の依頼」に関する調査	12
「参加の依頼」に関する調査	13
「謝礼金の支払」に関する調査	14
「タウンミーティングの運営に関する請負契約」に関する調査	15
3. 調査結果	16
(1) タウンミーティング開催までのプロセスと問題の背景	16
(2) 発言の依頼	18
全体の状況	18
具体的な事例	19
調査結果を踏まえた評価	22
(3) 発言内容の依頼	23
全体の状況	23
具体的な事例	24
調査結果を踏まえた評価	33

(4) 参加の依頼	34
全体の状況	34
具体的な事例	37
調査結果を踏まえた評価	40
(5) 謝礼金の支払	41
全体の状況	41
ア. 謝礼金全体の支払状況	41
イ. 発言の依頼と謝礼金の支払状況等	42
調査結果を踏まえた評価	42
(6) タウンミーティングの運営に関する請負契約	43
契約方法の変遷の経緯	43
13年度における随意契約に関する問題点	44
ア. 契約内容に関する問題点	44
イ. 「さかのぼり契約」の問題	45
14年度以降の契約に関する問題点	46
ア. 契約の項目及び単価	46
イ. 単価の変動	48
ウ. 一般管理費の取扱い	48
精算業務に関する問題点	49
ア. 精算時における不透明な会計処理	49
イ. チェック体制の脆弱性	49
タウンミーティングに係る契約をめぐる問題の背景	50
(7) その他	51
4. 本調査の結果から得られた教訓	52
5. まとめ - タウンミーティング運営の適正化に向けて -	54
【委員会意見】	54
【川上和久委員 補足意見】	56
【國廣 正委員 補足意見】	57
【郷原信郎委員 補足意見】	59

資料編

はじめに

タウンミーティングは、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くとともに国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的として始められた事業である。小泉内閣の各閣僚と国民との直接対話の場として重要な役割を果たしてきたが、最近になってその運営方法について様々なことが問題として指摘されるようになった。こうした指摘に係る事項の全容を解明するために当委員会が平成 18 年 11 月 14 日に内閣府に設置されたところである。

最近の例をみると、この種の調査を行うための委員会は、通例、その立ち上げから、必要な調査の実施・調査結果の分析・報告書の取りまとめまで数ヶ月を要するところ、当委員会においては、国民の関心も極めて強いことから、調査対象期間が約 5 年強と長く、対象となるタウンミーティングも 174 回と多数に上り、関係機関も全府省、全都道府県、その他多くの市町村や関係団体にわたるなど困難な状況の中で、できる限りのことをスピード感を持って取り組むことが必要であるとの認識の下、調査に取り組むこととした。

このため、本報告書の取りまとめまでの間には、委員会をほぼ 1 日おきに早朝から開催するなど計 11 回開催し、調査の実務に当たるチームを指揮監督しつつ、内閣府及び関係省庁に現存する資料の精査、内閣府のタウンミーティング担当者からのヒアリング、各省庁からのヒアリング、地方公共団体への照会、参加者等から寄せられた情報の分析など様々な手法を用いて精力的に調査を行った。

また、当委員会では、調査に時間的・物理的な制約のある中、当委員会の調査に対する信頼を確保するためには、調査のプロセスの透明性を確保し、プライバシー保護の確保にも配慮しつつタウンミーティングの実施状況の実態を解明することが重要であるとの認識に立って調査を進めた。

さらに、実際の調査作業に当たっては、予断をもって調査に当たることを避けるため、できる限り証拠に基づいて事実を解明することを基本方針とし、その評価等については委員会全体として行うこととして調査を進めた。

本報告書は、() 報告書本文と () 関連する参考データを収録した資料編とからなる。

本文の「1. 当委員会の設置の目的等」では、当委員会の設置目的や体制、活動概況に加え、調査の対象としたタウンミーティングそのものの趣旨目的、開催実績及び問題の所在についても記述した。

また、「2. 調査の対象及び方法等」では、始めに調査の対象及び基本的考え方を明らかにした上で、調査の手順及び方法等について具体的かつ詳細に記述し、調査のプロセスの透明性を確保するよう心がけた。

「3. 調査結果」は本報告書の核心部分である。ここでは、事例のパターンをいくつかに分類して報告するとともに、できる限り個別事例についても説明し(詳細は資料編を参照)、これらを踏まえた当委員会としての評価についても記述した。

最後に、これらを受け、「4. 本調査の結果から得られた教訓」及び「5. まとめ」では、本

調査の結果明らかになったタウンミーティングの運営実態を踏まえて、教訓として受け止めるべき事項を整理するとともに、今後のタウンミーティング運営の適正化に向けた基本的な考え方を委員会意見及び民間委員の補足意見として提示している。

政府においては、本報告書の内容を十分に踏まえ、タウンミーティングの在り方の検討や新たな運営方針の立案など、今後の運営の適正化に向け、積極的に取り組むべきである。

1. 当委員会の設置の目的等

(1) 当委員会の設置目的及び任務

当委員会は、タウンミーティング(内閣府が中心となって開催するものをいい、各省庁が独自に開催するものは含まない。以下同じ。)の運営に関し、様々なことが問題として指摘されている状況にかんがみ、塩崎内閣官房長官の指示に基づき、これまでに開催されたタウンミーティングの運営上の問題を調査し、新しい運営方針の立案に資することを目的として、平成 18 年 11 月 14 日に内閣府に設置されたものである。

13 年 6 月から 18 年 9 月までに開催された 174 回のタウンミーティングについて、参加者に対する発言や発言内容の依頼、参加の依頼、謝礼金の支払、運營業務の請負契約などの点に着目して重点的に調査を行い、その全貌を明らかにするとともに、調査結果を踏まえた問題点と改善策を取りまとめることを任務としている。

(2) タウンミーティングの趣旨目的及び開催実績

タウンミーティングは、内閣の閣僚等が、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞き、また、国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的として、13 年度に小泉内閣の下で始まった事業である。全国各地で開催され、各府省の大臣・副大臣・大臣政務官、内閣府の重要政策に関する会議及び関係府省の審議会のメンバーその他民間有識者等と会場に参集した多数の国民との間で直接対話を行う形式で行われている。

タウンミーティングは、13 年 6 月 16 日の鹿児島での開催を皮切りに、18 年 9 月 2 日の横浜での開催まで、合計 174 回開催されている。その間、参加人数は延べ 68,080 人、1 回当たり平均 391 人が参加している。

表 1-1 タウンミーティングの年度ごとの開催実績

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)	
		年度合計 (延べ人数)	1 回当たり 平均人数
13	52	18,681	359
14	26	10,766	414
15	28	15,922	569
16	26	7,860	302
17	23	7,896	343
18	19	6,955	366
合計	174	68,080	391

(注)18 年度は第 156 回から 174 回までの実績である。

タウンミーティングの運営は、内閣府大臣官房タウンミーティング担当室(以下「タウンミーティング室」という。)が中心となり、開催地の地方公共団体などの協力を得つつ実施しており、開催テーマに応じ、関係省庁との連携の下で実施している。

全都道府県を一巡する13年11月までは特定のテーマを設けず、国政全般について参加者から幅広く意見を求めるものであった。その間、50回開催している。その後、13年12月に東京で開催された第51回の「雇用創出タウンミーティング」から特定の政策テーマを設定して開催するようになり、そのテーマも、地域再生(10回)、教育改革(8回)、司法制度改革(7回)など、時の重要な政策課題に関連するテーマが取り上げられている。13年12月から18年9月までに開催された政策テーマ別タウンミーティングは、96回に及んでいる。

また、これらに加え、14年3月から共催による開催を開始しており、共催団体は、地方公共団体、大学、公益法人など様々である。共催によるタウンミーティングは13年度から18年度まで合計28回開催されている。

表 1-2 タウンミーティングの形式別開催実績

(単位:回)

年度	政府単独開催		共催	合計
	政策テーマなし	政策テーマ別		
13	50	1	1	52
14	0	17	9	26
15	0	20	8	28
16	0	22	4	26
17	0	20	3	23
18	0	16	3	19
合計	50	96	28	174

(注)本表では、共催に関しては、政策テーマ別か否かの区分はしていない。

(3) 当委員会の設置に至る経緯

タウンミーティングは、新しい社会、新しい未来を創造していくことを目的として、小泉内閣の各閣僚と国民との直接対話の場として全国で実施されてきたものである。参加者である国民は、そこで個人の自由な意思に基づいた意見や質問等の発言を行うことが基本とされていると考えられる。しかしながら、一部において、主催者側が、参加者に発言するよう事前に依頼していた事例や、参加者の発言内容についてあらかじめ提示して依頼していたという事例が存在することが、教育基本法案を審議する衆議院・教育改革特別委員会での議論やマスコミ報道等を通じて明らかになった。

また、内閣府や関係省庁から地方公共団体に対し、一般国民や関係機関等へタウンミーティングの開催を周知し参加を呼び掛けるよう要請するだけでなく、参加者を集めるよう協力を要請していた事例があることも指摘されている。

さらに、一部の参加者への謝礼金の支払やタウンミーティング運営に係る請負契約の内容についても、その妥当性が問われることになった。

これらの中には、タウンミーティングの本旨に反する疑いがあるものが含まれている可能性があり、タウンミーティングの運営をめぐるこうした問題点の全容を早急に解明する必要が生じた。こうした事態を受け、当委員会が設置されるに至ったところである。

(4) 当委員会の体制及び活動概況

当委員会は、以下の5名の委員から構成されている。

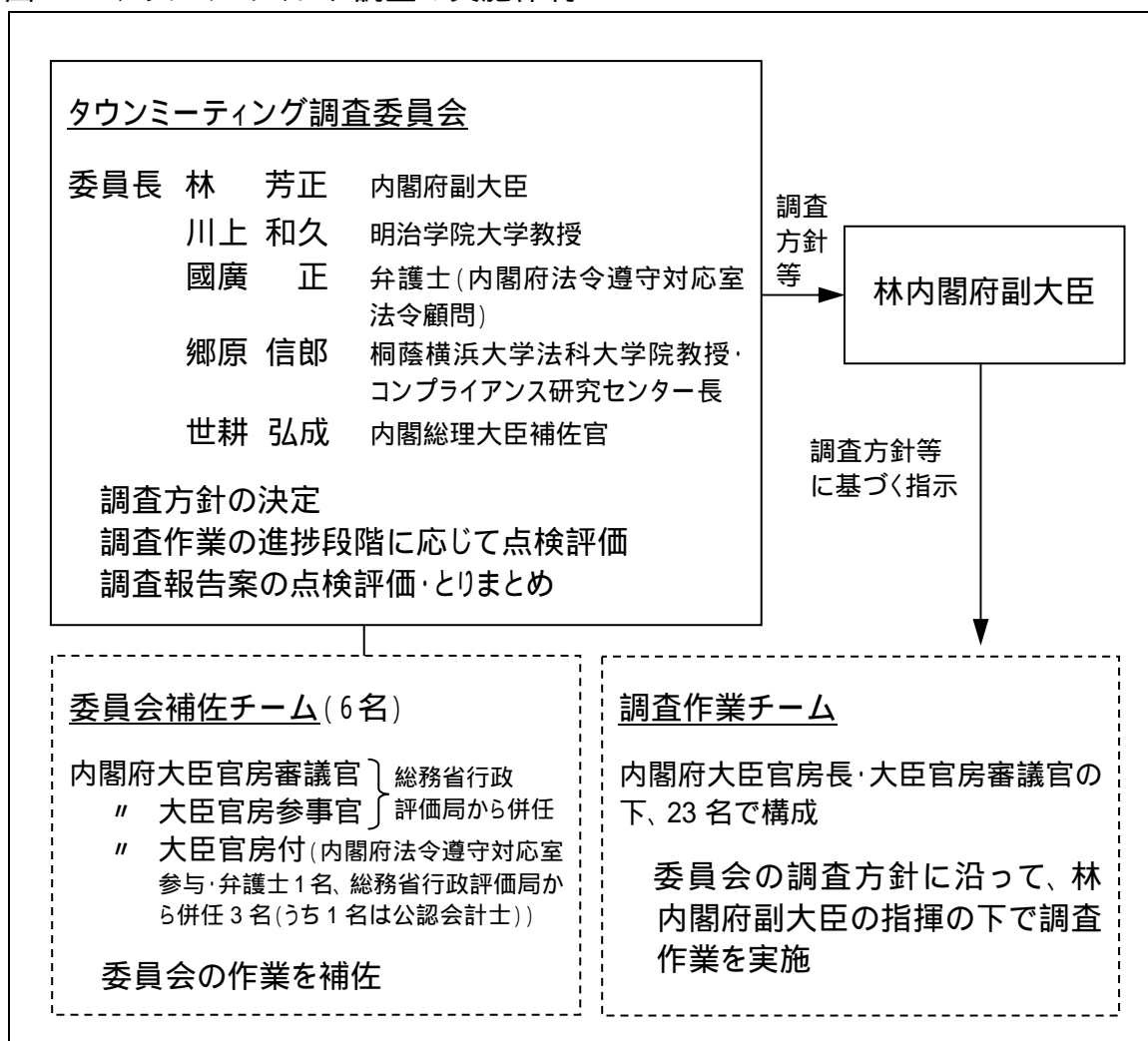
川上 和久	明治学院大学教授(政治心理学)
國廣 正	弁護士(内閣府法令遵守対応室法令顧問)
郷原 信郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長
世耕 弘成	内閣総理大臣補佐官
林 芳正	内閣府副大臣

(50音順、 は委員長)

また、調査の実施及び取りまとめに係る当委員会の活動を支えるとともに、調査の中立性・公正性を確保するため、総務省行政評価局職員など(当初3名、最終的に6名。内訳は、総務省行政評価局5名(うち1名は公認会計士)及び弁護士1名。)からなる委員会補佐チームを編成した。

さらに、調査の実務に直接当たる調査作業チーム(当初20名、最終的に23名。)を内閣府職員により編成した。この調査作業チームについても、調査の中立性・公正性に万全を期す観点から、現在のタウンミーティングの直接の担当者以外の者を充てることとし、タウンミーティングの現在及び過去における運営において、発言内容にあらかじめ指示を与えるなどの不適切な運営に関与していた可能性のある者は含めないこととした。

図 1-1 タウンミーティング調査の実施体制



このような体制の下、当委員会は11月15日に初会合を開催し、その後精力的に会合を開催した。まず調査に当たっての基本的な考え方を整理した上で11月17日に委員会として決定し(2.(2)を参照)、以後、その考え方に沿って調査・検討を重ねた。初会合から報告書の取りまとめまでの約1ヶ月の間に計11回の会合を開催した。

当委員会の具体的な活動の概況は、表1-3のとおりである。

表 1-3 当委員会の活動概況

日付	主 な 内 容
11月14日(火)	委員会設置
15日(水)	第1回委員会(初会合): 今後の取組について意見交換
17日(金)	第2回委員会(持ち回り開催) 調査の基本的な考え方及び調査すべき主な項目について委員会決定、公表
20日(月)	第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> 調査状況を確認、今後の調査の進め方を検討 タウンミーティングの参加者及び運営に携わった者から情報の提供を求めることとし、「タウンミーティング調査に関する情報提供のお願いについて」を公表
22日(水)	第4回委員会: 調査状況を確認、今後の調査の進め方を検討
24日(金)	第5回委員会: 調査状況を確認、今後の調査の進め方を検討
24日(金) ~25日(土)	民間委員による各省庁提出資料の点検
27日(月)	第6回委員会 <ul style="list-style-type: none"> 調査状況報告及びその取扱い、今後の調査の進め方を検討 「タウンミーティング調査委員会における調査作業チームの調査状況の報告について」を公表
27日(月) ~29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 民間委員による各省庁提出資料の点検 各省庁及び内閣府関連部局ヒアリング(民間委員及び補佐チームメンバーが随時参加)
12月1日(金)	第7回委員会 <ul style="list-style-type: none"> 調査状況の確認、報告を含め今後の進め方を検討
4日(月) ~5日(火)	民間委員及び補佐チームメンバーによる内閣府大臣官房会計課の関係資料の点検及びヒアリング 同じく、会計課によるタウンミーティングの運営の請負業者からのヒアリング結果及びその提出資料の点検
6日(水)	第8回委員会: 調査状況の確認、報告書素案審議
7日(木)	民間委員及び補佐チームメンバーによる内閣府大臣官房会計課の関係資料の点検及びヒアリング 同じく、会計課によるタウンミーティングの運営の請負業者からのヒアリング結果及びその提出資料の点検
8日(金)	第9回委員会: 調査状況の確認、報告書案審議
11日(月)	民間委員による報告書案審議
12日(火)	第10回委員会: 報告書概定
13日(水)	第11回委員会(持ち回り開催): 報告書決定、公表

2. 調査の対象及び方法等

(1) 調査の対象

当委員会の調査は、平成 13 年度以降、内閣府が主催、あるいは地方公共団体、大学や民間団体等と共催したタウンミーティング全 174 回を対象とした。したがって、国民との対話を目的とし閣僚が出席して開催されるタウンミーティングと称されるもので、各省庁が独自に開催したものは調査の対象に含まれていない。

(2) 調査の基本的な考え方及び調査すべき項目等

当委員会では、第 2 回委員会(11 月 17 日持ち回り開催)において、以下のとおり調査の基本的な考え方及び調査すべき主な項目を決定・公表し、それらに従って調査を行うこととした。また、調査の重要性をかんがみるとともに、当委員会に対する信頼性を確保する観点から、スピード感を持って調査に当たることとした。

【調査の基本的な考え方】

- 細かい法律論や官僚的思考ではなく「社会の常識」にしたがって判断すること。
- 内閣府及び関係省庁等に対しては、事実関係を隠さず、潔く認めることを求めること。
- 特に、「国民との直接対話」などタウンミーティングの本旨に反するような事実があれば、その事実を率直に認め、再発防止を期すこと。
- プライバシーの確保など調査の適正な遂行には万全を期すこと。

【調査すべき主な項目】

- 口火を切る発言などの発言の依頼関係
- 発言内容の依頼関係
- 謝礼金関係
- 契約関係 等

(注)本決定の後、さらに参加の依頼関係についても調査を実施することとした。

実際の調査は、原則として、当委員会で検討した調査事項等について、内閣府副大臣の指示に基づき、調査作業チームが行うものとし、当委員会は、それらの調査の結果について調査作業チームから随時報告を受けるものとした。ただし、必要に応じ、委員会の民間委員自らあるいは補佐チームのメンバーが、関係資料の点検・精査や内閣府(関係部局及び大臣官房会計課)を含む各府省庁や関係者に対するヒアリングに参加した。

また、本報告書においては、「調査のプロセス」も説明し、調査の透明性を確保することとした。具体的には、次項(3)調査方法等のとおりである。

(3) 調査方法等

【基本的な調査方法及び調査に当たっての留意事項】

調査作業チームの調査は、主な調査項目である、口火を切る発言などの発言の依頼関係、発言内容の依頼関係、参加の依頼関係、謝礼金関係、契約関係ごとに、事実関係を把握するために必要な主なチェック項目等について委員会の示唆を受けつつ進められた。

基本的な調査方法としては、

-) タウンミーティング室及び内閣府大臣官房会計課(以下「会計課」という。)に現存する資料の精査
(注:11月10日時点で関係の資料の保存及び関連電子データの削除禁止等の措置が講じられていた。)
-) 現在及び過去のタウンミーティング室職員及び会計課職員に対するヒアリング
-) 各省庁に対する資料の提出要請及びヒアリング
-) 都道府県等に対する資料の提出要請及びヒアリング
-) タウンミーティングの運営を請け負った業者(2社)に対する資料の提出要請及びヒアリング
-) タウンミーティング参加者及びタウンミーティングの運営に携わった者に対する情報提供のお願い

があり、できる限り同時並行的にこれらの調査を進め、多面的に事実を迫ることとした。

これは、タウンミーティングの回数が多く、関係者も多岐にわたることから、各回ごとに調べていたのでは、すべてのタウンミーティングについて速やかに調査を行うことが困難とみられたためであるとともに、同じ事案について、異なる情報・資料や相反する情報・資料が寄せられた場合に、必要な照らし合わせ・突き合わせ等を行い、よりの確に事実を把握することが可能となると判断されたためである。ただし、資料には既に散逸している可能性があるものがある一方、ヒアリングについても、とりわけ過去のタウンミーティングに関しては関係者の記憶が不鮮明になることから、調査の精度には一定の限界があることに留意する必要がある。

また、民間委員からは、調査担当者が余計な価値判断を加えず、まずは事実の把握に徹して調査を行うべきこと、また、資料の精査やヒアリングの結果、「事実があったといえるか」、「なかったといえるか」、「確認できなかったか」の区別を十分に意識して事実関係の確認を行うべきことが強く示唆され、これを基本として調査作業は進められた。

なお、第3回委員会(11月20日開催)において実施することが決定された上記)の情報提供のお願いについては、当初提出を要請していた11月末までに、合計33件の情報が寄せられ、このうち、特定のタウンミーティングにおいて「会場における発言又は発言内容の依頼」、「発言に対する謝礼」、「組織的な参加の依頼」といった内容の記載を含むものが10件あった。これらを含めて、12月8日までに、電話によるもの41件、FAXによるもの3件、電子メールによるもの27件、郵便によるもの1件、計72件の情報が寄せられた。このうち、特定のタウンミーティングにおいて「会場における発言又は発言内容の依頼」、「発言に対する謝礼」、「組織的な参加の依頼」といった内容の記載を

含むものが15件あった。

これらの情報については、今回の調査における事実関係の把握に当たり有用な情報として活用させていただいた。情報提供者に対しては、この場を借りて感謝の意を表したい。

【主な調査項目ごとの調査内容、調査方法等】

以下、主な調査項目ごとに、具体的な調査内容及び調査方法等を記述する。

「発言の依頼」に関する調査

ア. 調査内容

主催者等(内閣府、関係各省庁、地方公共団体及び共催団体)から、参加予定者に対して事前に発言の依頼(ここでは特定の発言内容の依頼を含まない。以下、この項目において同じ。)があったかどうかの事実関係について調査を行った。その際、その事実があったものについては、

- 司会者から紹介・指名されて発言した場合
 - 司会者からの紹介・指名はなく、あくまで一般の参加者として発言した場合
- に大別した上で、時間的制約がある中、可能な限り具体的かつ詳細な個別事例の実態の把握に努めた。

なお、この事実関係を調査するに当たっては、まず、その端緒となる要素として、以下の項目について個々のタウンミーティングごとにできる限り網羅的に把握することとした。

- 司会者が会場で発言者を紹介・指名した事実の有無

(司会者が会場で発言者を紹介・指名した事実があった場合)

- 発言者の登壇の有無
- 専用想定問答(発言予定者の発言内容に個別に対応した応答要領)の有無
- 謝礼金の有無

(司会者が会場で発言者を紹介・指名した事実がなかった場合)

- 発言者の氏名の把握の有無
- 発言者の座席の把握の有無
- 発言者の発言内容の把握の有無
- 発言者氏名・発言内容の議事要録等での確認

なお、これらの端緒となる要素は、そのどれか一つあるいは複数に該当するからといって、直ちに発言の依頼があったということにつながるものでないことには注意を要する。すなわち、これらの端緒となる要素を把握することは、最終的に発言の依頼があった証拠あるいは関係者の証言を探し出すための手段に過ぎないことは認

識されなければならない。

イ. 調査方法等

調査の方法としては、まず、上記調査内容につき、タウンミーティング室に現存する関係資料(電子データを含む。)の精査を行った。

次に、この精査により得られた情報と以下に掲げる資料・情報等とを突き合わせ、さらに重点的に精査すべき事項を検討した。

- 内閣府の各部局を含む各府省庁から提出された関連資料・情報(依頼のメール、契約書等証拠となる文書等)
- 都道府県及び関係市町村から提出された関連資料・情報
- 共催団体から提出された関連資料・情報
- タウンミーティング参加者及びタウンミーティングの運営に携わった者からの提供情報
- 現在及び過去のタウンミーティング室の職員に対するヒアリングの結果
- タウンミーティングの運営を請け負った業者(2社)に対するヒアリングの結果

さらに、この検討結果を踏まえ、2次的な調査として、

- 内閣府の各部局を含む各府省庁に対するヒアリング及び追加資料の提出要請
- 現在及び過去のタウンミーティング室職員、参事官及び室長に対する追加ヒアリング
- 都道府県、関係市町村及び共催団体に対する電話によるヒアリング

などを実施し、「事実があったといえるか」、「なかったといえるか」、「確認できなかったか」の区別を十分に意識して事実関係の確定を行った。

なお、調査を進める途中段階において、司会者が会場で発言者を紹介・指名した者は、登壇している場合と登壇していない場合があり、発言者の登壇の有無は発言の依頼の事実関係の認定に当たって重要でないことが判明したため、端緒となる要素の把握からは外した。

また、発言の依頼と謝礼金の関係については、14年度以降の謝礼金の支払状況が、会計関係書類の精査により判明したため、支払者に絞って詳細調査をした。

「発言内容の依頼」に関する調査

ア. 調査内容

主催者等(内閣府、関係各省庁、地方公共団体及び共催団体)から、参加予定者に対して特定の発言内容についてあらかじめ提示して発言を依頼していたかどうかの事実関係について調査を行った。その際、その事実があったものについては、

- 司会者から紹介・指名されて発言した場合
- 司会者からの紹介・指名はなく、あくまで一般の参加者として発言した場合に大別した上で、時間的制約がある中、可能な限り具体的かつ詳細な個別事例の実態の把握に努めた。

なお、この事実関係を調査するに当たっては、上記のア.と同様、まず、その端緒となる要素として、以下の項目について個々のタウンミーティングごとにできる限り網羅的に把握することとした。

- 司会者が会場で発言者を紹介・指名した事実の有無

(司会者が会場で発言者を紹介・指名した事実があった場合)

- 発言者の登壇の有無
- 専用想定問答(発言予定者の発言内容に個別に対応した応答要領)の有無
- 謝礼金の有無

(司会者が会場で発言者を紹介・指名した事実がなかった場合)

- 発言者の氏名の把握の有無
- 発言者の座席の把握の有無
- 発言者の発言内容の把握の有無
- 発言者氏名・発言内容の議事要録等での確認

なお、これらの端緒となる要素は、そのどれか一つあるいは複数に該当するからといって、直ちに発言内容の依頼があったということにつながるものでないことには注意を要する。すなわち、これらの端緒となる要素を把握することは、最終的に発言の内容の依頼があった証拠あるいは関係者の証言を探し出すための手段に過ぎないことは認識されなければならない。

イ. 調査方法等

上記イ.と同様の方法で調査を実施した。

なお、調査を進める途中段階において、司会者が会場で発言者を紹介・指名した者は、登壇している場合と登壇していない場合があり、発言者の登壇の有無は発言内容の依頼の事実関係の認定に当たって重要でないことが判明したため、本調査項目においても端緒となる要素の把握からは外した。

また、発言内容の依頼と謝礼金の関係については、14年度以降の謝礼金の支払

状況が、会計関係書類の精査により判明したため、支払者に絞って詳細調査をした。

「参加の依頼」に関する調査

ア. 調査内容

主催者等(内閣府、関係各省庁、地方公共団体及び共催団体)から、地方公共団体その他の関係機関を通じて特定の者、団体に対し、参加の依頼があったかどうかの事実関係について調査を行った。また、併せて地方公共団体の自主的な「参加の依頼」の有無についても調査を行った。

その際、その事実があったものについては、

- 参加者募集の当初から枠を取って参加を依頼した場合
- 応募状況を見て途中から参加を依頼した場合
- その他の場合

に大別した上で、時間的制約がある中、可能な限り具体的かつ詳細な個別事例の実態の把握に努めた。

なお、この事実関係を調査するに当たっては、以下の項目について個々のタウンミーティングごとにできる限り網羅的に把握することとした。

- 国からの参加の「依頼」の有無
- 国からの参加の依頼に応じた「実行」の有無
- 参加についての地方公共団体などによる自主的な依頼の有無

(以下、参加の依頼を「実行」した場合)

- 国からの参加の依頼の人数の目安
- 呼び掛けた相手とその人数及び出席するとの回答を得た人数
- 地方公共団体の職員や教員など特定の関係がある者の参加の取りまとめの有無
- 命令的な参加の有無
- 交通費・謝礼金等の支給の有無

イ. 調査方法等

調査の方法としては、まず、上記調査内容のうち基本的な事項につき、都道府県(各都道府県タウンミーティング担当部局)に対して電話によるヒアリングを実施した。

また、上記調査内容につき、調査票を都道府県及び関係市町村に送付し、回答を得てこれをまとめた。この際、合わせて、書類やメールなど事実を示す資料・情報の提供を要請した。

さらに、次に掲げる資料・情報等の精査を行った。

- タウンミーティング室に現存する関連資料(電子データを含む。)
- 内閣府の各部局を含む各府省庁から提出された関連資料・情報(証拠となる文書等)

- 内閣府の各部局を含む各府省庁に対するヒアリングの結果及び追加提出資料
 - タウンミーティング参加者及びタウンミーティングの運営に携わった者からの提供情報
 - 現在及び過去のタウンミーティング室の職員、参事官及び室長ヒアリングの結果
 - タウンミーティングの運営を請け負った業者(2社)に対するヒアリングの結果
- 上記の多様な調査結果を可能な限り突き合わせ、「事実があったといえるか」、「なかったといえるか」、「確認できなかったか」の区別を十分に意識して事実関係の確定を行った。

「謝礼金の支払」に関する調査

ア. 調査内容

13年度から18年度までのタウンミーティング開催に当たっての謝礼金の支払の状況を調査した。特にパネラーなどの民間人有識者等以外の者で、謝礼金が支払われている者については、主催者側からの発言の依頼を受けて発言した者かどうかなどの関連についても調査した。

イ. 調査方法等

調査の方法としては、会計課が保管しているタウンミーティング運営経費の支払の証拠書類(請求書、請求明細書に添付された支払証明書及び領収証)を精査した。具体的には、まず、いわゆる請求明細書である各回の「運營業務経費請求内訳」の経費項目「その他の協力者謝礼金等」で該当人数・金額を調べた上で、これらに添付された支払証明書及び本人から徴収している領収証に基づき、該当人数・名前・金額の確認を行った。その上で、主催者側からの発言の依頼を受けて発言した者かどうかなどの関連については、上記、
、
などの調査の過程においてあわせて調査した。

「タウンミーティングの運営に関する請負契約」に関する調査

ア. 調査内容

主に以下の内容について、調査を行った。

契約方法について

- 「総価契約」、「単価契約」、「随意契約」、「企画競争」、「一般競争契約」の変遷の過程及びその理由。
- 事業の開始当初、随意契約によらざるを得なかった理由。
- 一般競争入札の結果とはいえ、単価の設定等に問題はなかったのか。

契約金額及び支払金額について

- 各回のタウンミーティングにおける支払金額。
- 入札時の落札額と精算時の支払額の関係・異同。大きく異なる場合、その理由。
- 精算の際、支払額を確認するため、どのような証憑資料(領収書など)をとっていたか。
- 契約単価が常識的にみて高すぎないか。精算時の員数が不自然であるなどと批判されている項目は、どの回のタウンミーティングに入っているのか。また、これらの問題についてどのように考えるか。

会計事務

- 契約事務、精算事務など会計事務の処理に問題はなかったのか。

イ. 調査方法等

調査の方法としては、タウンミーティング室及び会計課に現存する関係資料(支出負担行為即支出決定決議書、契約書、請求書、領収書等)の精査を行うとともに、タウンミーティング室及び会計課の過去の担当者等に対するヒアリング並びにタウンミーティングの運営を請け負った業者(2社)に対する資料の提出要請及びヒアリングを行った。

さらに、この結果を踏まえ、2次的な調査として、民間委員及び補佐チームメンバーによる会計課に現存する関係資料の点検及び会計課からのヒアリング並びに会計課によるタウンミーティングの運営を請け負った業者(2社)からのヒアリング結果及びその提出資料の点検を行った。

3. 調査結果

当委員会では、2. で記述した方法により、発言の依頼、発言内容の依頼、参加の依頼、謝礼金の支払、タウンミーティングの運営に関する請負契約といった項目についてそれぞれ調査を行った。その結果、タウンミーティングの運営に関する様々な実態が明らかになった。以下では、まず運營業務の基本的な流れと問題の背景を記述した後、論点となっているそれぞれの項目ごとに、調査の結果明らかになった事項及びそれを踏まえた当委員会としての評価について記述する。

なお、本報告書の調査結果の記述については、前述の調査の基本的考え方を踏まえ、個別のタウンミーティングの開催回等を記載することにより、参加者のプライバシーの確保が困難となる恐れがある場合は、極力その記載を避けることとした。

(1) タウンミーティング開催までのプロセスと問題の背景

タウンミーティングの開催に至るまでには、通常、次のような一連のプロセスを経る。すなわち、まず開催日の3ヶ月前頃に、タウンミーティング室において、各省庁から開催テーマや開催候補地について要望を受け付ける。テーマによってはタウンミーティング室側から各省庁に要請する場合もある。その後、2ヶ月前頃までにタウンミーティング室が各省庁及び関係者と協議を行い、地域バランスやタイミングなど諸般の要素を勘案して開催日時、開催場所、募集人員、登壇者等を決定する。1ヶ月前にはタウンミーティングの開催を公表し、ホームページやポスターなど様々な広報手段を用いて広く国民に周知を図る。その後、当日まで開催に向けた具体的な準備作業が進められる。

この準備過程において、タウンミーティングを成功させる「工夫」として、個人や団体に対する参加の依頼や参加予定者への事前の発言依頼等が行われるようになったものと考えられる。そして、これらの「工夫」がタウンミーティング室の担当者から担当者へと引き継がれるにしたがい、それらを準備作業の一環として組み込むことが半ば当然と考える担当者が生まれるようになった。

一方、タウンミーティング室からの協力依頼や示唆を受けた内閣府の関係部局及び各省庁の側にも、タウンミーティング室や各府省庁から協力依頼を受けた地方公共団体等の側にも、これらの依頼の中にはタウンミーティングの趣旨に照らして妥当でないものがあるなどとして協力を断った例はほとんど見られなかった。

これらの背景として、まず、タウンミーティング室を中心に、タウンミーティングをイベント性重視の事業ととらえ、閣僚等が出席することを踏まえ、事業本来の趣旨目的の達成や効率的な事業運営の追求よりもイベントとしての外形的な体裁を重視し、失敗が許されないとの認識の下で事業を運営してきた可能性があることが挙げられる。

すなわち、例えば、

-) イベントとして活発な議論が行われるよう、口火を切る質問をあらかじめ依頼したのではないか、
-) 政府の側から見た「イベントの成功」を演出するため、閣僚等がその場で聞かれて答えやすい質問を始めとする特定の内容の発言を参加予定者に事前に依頼したので

はないか、

) 閣僚等が出席する手前、定員割れを起こさないよう座席を埋めるための方策としてタウンミーティング室や関係省庁から地方公共団体等に対して参加者確保の依頼が行われたのではないか、

) 閣僚等が出席する格式の高い大掛かりなイベントとしての規模や仕様がある程度「暗黙の前提条件」として所与のものとなされ、それを満たすような内容の請負契約となった結果、社会一般の感覚からかけ離れた経費構造になったのではないか、

などの状況が推察される。

このように、事業の運営において、タウンミーティング本来の趣旨目的より、こうした形式面が先行した結果、外形的な「見栄え」を整えるための努力がなされたものと推測される。

また、個々のタウンミーティングの開催に係る運營業務は、タウンミーティング室職員の中から指名された者が事実上単独で担当し、関係省庁、共催団体又は業者との調整及び連絡等の開催準備に当たっており、タウンミーティングの運営や開催に関する意思決定のほとんどはタウンミーティング室長の下で毎週開催される定例会議の場で行われていたが、タウンミーティング室内の室長などの管理職は、当該担当者の業務の進捗状況等を仔細に確認することが少なかったのが実態であった。こうしてタウンミーティングの運営等がルーティン化する中で、所掌している内閣官房長官には、タウンミーティング室から当面の開催テーマについて適宜諮られていたほかは、個々のタウンミーティングについて、開催日の直前に開催概要を記載した資料をもって報告がなされるのみであった。タウンミーティング開催後は、閣僚懇談会の場で出席閣僚から閣議メンバーに報告が行われていたが、タウンミーティング室において運営実績を踏まえた点検が行われ、その結果が内閣官房長官まで報告されるようなこともなかった。

さらに、事業全体の司令塔とも言うべきタウンミーティング室には、事業に関する基本的な考え方や統一方針が明確な形で存在しないため、タウンミーティングのあるべき姿の受け止め方が個々の職員によって異なっている様子がうかがわれたにもかかわらず、具体的な準備作業の進め方が個々の担当者の判断に委ねられていたという実態も明らかになった。

以上のような背景の下で、タウンミーティングの運営をめぐる諸問題が生じるようになったものと考えられる。

なお、会計事務、契約関係事務の処理に係る問題についても、このようなことが影響しているほか、後述するように、いくつかの問題発生の変因があると考えられる。

以下、個別の項目ごとに記述する。

(2) 発言の依頼

全体の状況

タウンミーティングの運営に当たっては、タウンミーティング室を中心とした主催者側から一部の出席者に対し、会場で口火を切る発言や途中で議論を盛り上げるための発言等を行うよう事前に依頼すること(ここでは特定の発言内容の依頼を含まない。以下、この項目において同じ。)が行われていたことが指摘されているが、当委員会の調査の結果、こうした働き掛けは全体の約6割のタウンミーティングで行われていたことが明らかになった。

このような依頼を行う場合には、)司会者から氏名・肩書等を紹介されて発言するケースと)司会者からの紹介はなく、一般の参加者と同じ取扱いで発言するケースに大別できる。

今回の調査で確認できたところによれば、)のケースが81回(全174回の47%)、)のケースが29回(同17%)であった。また、1回のタウンミーティングで)と)の両方がみられたケースは5回であり、重複分を除いた)と)の合計は、105回(同60%)であった。関係者によると、こうした働き掛けは、ほとんどの場合、会場での対話を円滑に開始することや、活発な意見交換のきっかけを作ることを目的として行われたものであることがうかがわれた。

また、)のように、司会者が会場で紹介して指名するいわゆる「依頼発言者」は、平成13年6月の事業開始当初から存在した。当初は登壇して発言していたが、同年9月以降は客席から発言する形式がほとんどとなり、16年度からはすべて客席からの発言となった。その数は、81回282人である。一方、)のように、一般の参加者と同じ取扱いで発言するケースは、全都道府県を一巡した後に特定の政策テーマを設定して開催するようになってから見られるようになった。その数は、29回であり、これら29回のタウンミーティングにおいて、発言の依頼が行われた計154人のうち計83人が実際に発言した。

具体的な事例

調査の結果、当委員会が把握した個別事例のうち、主なものの概要を示す。

〔 〕司会者から氏名・肩書等を紹介されて発言するケース

第 55 回 タウンミーティング イン 南淡 ～地方経済の活性化(第1次産業の進むべき道と交通インフラの活用のあり方)～ 【共催】 (平成 14 年 5 月 25 日)

【共催団体】 兵庫県三原郡 4 町

【判明した事実】

タウンミーティング室からの依頼を受けた兵庫県三原郡4町が、本タウンミーティングと関係する職業の者に対し、発言の依頼を行った。これは、地域の現状や取組などを発言してもらうためであった。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性、発言内容が把握されており、質問順及び各質問に対する回答者もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対する回答案も準備されていた。発言者の座席の指定又は把握の有無については、確認できていない。

本タウンミーティングでは、全部で 12 人が発言し、この依頼が行われた 4 人全員が実際に発言しており、いずれも会場で指名の際に氏名・肩書等が紹介された。発言を依頼された者は、すべて把握されていた内容と同旨の発言を行った。

第 75 回 世界の中の日本 タウンミーティング イン 横須賀 (平成 15 年 3 月 1 日)

【協力】 よこすか開国実行委員会

【判明した事実】

本タウンミーティングと関係する団体の者に対し、発言の依頼が行われた。どこが発言の依頼を行ったかについては、確認できていない。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性、発言内容が把握されており、質問順及び質問に対する回答者もあらかじめ決められていた。また、質問に対する回答案も準備されていた。発言者の座席の指定又は把握の有無については、確認できていない。

本タウンミーティングでは、全部で 11 人が発言し、この依頼が行われた 1 人が実際に発言しており、会場で指名の際に氏名・肩書等が紹介された。発言を依頼された者は、把握されていた内容と同旨の発言を行った。

第 77 回 暮らしと改革 タウンミーティング イン 仙台 ～食の安全～
(平成 15 年 3 月 8 日)

【判明した事実】

タウンミーティング室からの依頼を受けた農林水産省が、地方支分部局を通じ、本タウンミーティングと関係する職業の者に対し、発言の依頼を行った。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性、発言内容が把握されていた。発言者の座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 12 人が発言し、この依頼が行われた 2 人全員が実際に発言しており、いずれも会場で指名の際に氏名・肩書等が紹介された。発言を依頼された者は、すべて把握されていた内容と同旨の発言を行った。

【 () 司会者からの紹介はなく、一般の参加者と同じ取扱いで発言するケース】

第 67 回 大学発タウンミーティング イン 京都 【共催】 (平成 14 年 11 月 2 日)

【共催団体】 京都大学

【判明した事実】

内閣府(経済社会システム担当)からの依頼を受けた関係団体 及び 文部科学省が、それぞれ、本タウンミーティングと関係する職業の者に対し、発言の依頼を行った。これは、以前に開催された類似のタウンミーティング(第 65 回 大学発タウンミーティング イン 福岡)において議論が主題からそれてしまったことを踏まえ、議論に方向性を与えるためであった。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性、発言内容が把握されていた。発言者の座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 9 人が発言し、この依頼が行われた 2 人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。発言を依頼された者は、すべて把握されていた内容と同旨の発言を行った。

第 153 回 モノ作り タウンミーティング イン 東大阪 (平成 18 年 3 月 18 日)

【判明した事実】

タウンミーティング室の依頼を受けた経済産業省の地方支分部局が、発言の依頼を行った。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性、発言内容が把握されており、発言者がどの座席に着くかについては、受付係が追跡して確認していた。

本タウンミーティングでは、全部で 12 人が発言し、この依頼が行われた 5 人のうち、実際に発言した人数は 4 人で、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、おおむね把握された内容と同旨であった。

第 166 回 子どもを犯罪に巻き込まない地域づくり タウンミーティング イン 滋賀 ～子どもたちを非行や犯罪被害から守る～【共催】（平成 18 年 7 月 22 日）

【共催団体】 滋賀県、京都府

【判明した事実】

タウンミーティング室より警察庁に対し、一般から発言が出ない恐れがあるため、口火を切る発言をする者 2～3 人を用意しておくよう依頼した方が良いとの話があった。その後、タウンミーティング室から、さらに後日、補強的に警察庁から、滋賀県及び京都府に依頼が行われた。これを受け、滋賀県が、参加申込者の中から、各機関等を通じて 3 人に対し、発言の依頼を行った。京都府は、依頼を実行しなかった。

その後、警察庁は依頼が実行されたか否かについての把握は行わなかった。タウンミーティング室は、開催前日の打ち合わせの際、発言者の姓や属性について滋賀県から連絡を受け把握した。タウンミーティング室及び滋賀県は、発言内容を事前に把握しておらず、発言者の座席も把握していなかった。

本タウンミーティングでは、全部で 11 人が発言し、この依頼が行われた 3 人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。

【 () と () の両方の発言が含まれるケース】

第 110 回 地域再生 タウンミーティング イン 長崎（平成 16 年 5 月 15 日）

【判明した事実】

< 氏名・肩書等が紹介された発言者 >

タウンミーティング室からの依頼を受けた長崎県が、9 人の発言候補者リストを同室に提出した。この中から、タウンミーティング室が、口火を切る発言者 2 人を選定し、発言内容の把握を依頼した。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性、発言内容が把握されており、発言者の座席は指定されていた。

本タウンミーティングでは、この依頼が行われた 2 人全員が実際に発言しており、いずれも会場で指名の際に氏名・肩書等が紹介された。発言を依頼された者は、すべて把握されていた内容と同旨の発言を行った。

< 氏名・肩書等が紹介されなかった発言者 >

タウンミーティング室は、参加応募の申込みを行った A 大学の学生 3 人の事前意見が優れたものであるとして、A 大学を通じてこの 3 人に対し、発言を依頼した。

会場では、この 3 人に並んだ席に座ってもらい、司会者にその中の 1 人に発言をしてもらうようお願いし、1 人が実際に発言した。

調査結果を踏まえた評価

上記)のように、登壇の有無にかかわらず、司会者による紹介の後に発言をする場合、主催者側から事前に発言依頼が行われていたことは聴衆の目からも明らかであると考えられる。ただし、この場合にも、進行の仕方次第では公正さが失われるケースも考えられるため、運営の透明性及び適正性を確保するよう留意することが必要である。

これに対し、上記)のような場合、運営の透明性及び適正性を確保する観点から検討が必要である。主催者側の事情として、一般の参加者は大きな会場で挙手をし、閣僚と対話するという点について萎縮する傾向が見られることもあるため、会場から発言が全く出ないという事態を回避する観点から、呼び水として口火を切る者を選定しておく必要があったことも事実である。しかしながら、そのやり方として、司会者による紹介等もなく一般の参加者と同じ立場で発言しているかのように装うことは、とりわけ発言の機会を得たいと望んでいた参加者にとっては、不公平、不透明な運営であるとの批判を免れない。

いずれにしても、今後の運営に当たっては、パネラーなど主催者側との間に特別の依頼関係があることが誰の目からも明白な場合を除き、主催者側から特定の参加予定者に対し、会場で発言することを事前に依頼することは厳に慎むべきである。

(3) 発言内容の依頼

全体の状況

タウンミーティングの運営に当たり、上記(2)で記述したような発言をすること自体の依頼に加え、特定の内容の発言をするよう事前に依頼していたケースが存在することが指摘されているが、当委員会の調査においてもそのような事実が確認された。

これらについても、上記(2)と同様、)司会者から氏名・肩書等を紹介されて発言するケースと)司会者からの紹介はなく、一般の参加者と同じ取扱いで発言するケースとに大別できるものと考えられる。

今回の調査で確認できたところによれば、)のケースは0回、)のケースが15回であった。これら15回は、上記(2)の)のケースと同様、いずれも全都道府県を一巡した後に特定の政策テーマを設定して開催するようになってからのものである。また、これら15回のタウンミーティングにおいて、発言内容の依頼が行われた計62人のうち計53人が実際に発言した。

具体的な事例

調査の結果、発言内容の依頼を行った事実が確認された事例は以下のとおりである。

表 3-1 発言内容の依頼の事実が確認されたタウンミーティング

回	開催年月日	開催場所	名称・テーマ
67	14.11. 2	京都府 京都市	大学発タウンミーティング イン 京都 【共催】
85	15. 7.20	神奈川県 横浜市	日本改新タウンミーティング イン JC サマーコンファ レンス 2003 ～規制改革による日本経済および地域の 活性化～ 【共催】
100	15.12.13	岐阜県 岐阜市	教育改革 タウンミーティング イン 岐阜 ～教育改革の推進と教育基本法の改正～
110	16. 5.15	長崎県 長崎市	地域再生 タウンミーティング イン 長崎
111	16. 5.15	愛媛県 松山市	教育改革 タウンミーティング イン 愛媛
124	16.10.30	和歌山県 和歌山市	教育改革 タウンミーティング イン 和歌山
125	16.11.27	大分県 別府市	教育改革 タウンミーティング イン 大分
127	16.12.18	東京都 千代田区	司法制度改革 タウンミーティング イン 東京 ～より身近で頼りがいのある司法へ～
129	17. 1.15	香川県 高松市	司法制度改革 タウンミーティング イン 高松 ～より身近で頼りがいのある司法へ～
135	17. 4.17	栃木県 宇都宮市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宇都宮 ～より身近で頼りがいのある司法へ～
139	17. 6.25	石川県 金沢市	司法制度改革 タウンミーティング イン 金沢 ～より身近で頼りがいのある司法へ～
146	17.10.23	沖縄県 那覇市	司法制度改革 タウンミーティング イン 那覇 ～より身近で頼りがいのある司法へ～
155	18. 3.25	宮崎県 宮崎市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宮崎 ～より身近で頼りがいのある司法へ～
173	18. 9. 2	青森県 八戸市	教育改革 タウンミーティング イン 八戸
174	18. 9. 2	神奈川県 横浜市	海洋国家・日本を考える タウンミーティング イン 横浜

なお、このほかに、発言内容の依頼が行われたものの、最終的に取り消された事例として、第 122 回(平成 16 年 9 月 12 日)の鹿児島県鹿児島市で開催された「経済連携(EPA / FTA) タウンミーティング イン 鹿児島」がある。

以下、当委員会が把握した個別事例の概要を示す。

第 67 回 大学発タウンミーティング イン 京都【共催】（平成 14 年 11 月 2 日）

【共催団体】 京都大学

【判明した事実】

内閣府(科学技術政策担当)が、京都大学事務局を通じて同大学関係者に対し、発言内容の依頼を行った。これは、以前に開催された類似のタウンミーティング(第 65 回 大学発タウンミーティング イン 福岡)において議論が主題からそれてしまったことを踏まえ、議論に方向性を与えるためであった。内閣府(科学技術政策担当)から京都大学へ発言内容 3 問をメールで送付し、京都大学は 3 問のうち 1 問を選んで内閣府に提出した。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されていた。発言者の座席は指定されており、質問順及び質問に対する回答者もあらかじめ決められていた。また、質問に対する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 9 人が発言し、この依頼が行われた 1 人が実際に発言しており、一般の参加者と同じように指名された。その発言内容は、依頼された内容と同旨であった。

第 85 回 日本改新 タウンミーティング イン JC サマーコンファレンス 2003 ～規制改革による日本経済および地域の活性化～【共催】（平成 15 年 7 月 20 日）

【共催団体】 社団法人日本青年会議所

【判明した事実】

タウンミーティング室が共催団体である(社)日本青年会議所に対し、発言内容の依頼を行った。タウンミーティング室が、内閣府(総合規制改革会議事務局)に対し質問と答の作成を依頼し、同室は質問 5 問と回答案を作成した。

開催に当たっては、発言者の座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者もあらかじめ決められていた。

本タウンミーティングでは、全部で 9 人が発言し、この依頼が行われた 5 人のうち、実際に発言した人数は 4 人で、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 100 回 教育改革 タウンミーティング イン 岐阜 ～教育改革の推進と教育基本法の改正～（平成 15 年 12 月 13 日）

【判明した事実】

文部科学省大臣官房教育改革官室から岐阜県教育委員会に対し、電話で発言候補者の確保を依頼するとともに、質問 5 問を作成し、メールで岐阜県教育委員会に送付した。文部科学省は、これらを発言の際の参考にしてほしいという趣旨で作成したとしている。

文部科学省によると、発言を依頼することとしたのは、過去に文部科学省が主催したフォーラム等の状況から見て、教育基本法改正に反対する者のみが発言する可能性があり、賛否両論幅広い意見が出るよう配慮する必要があると考えたこと、及び中央教育審議会の委員でない有識者もパネラーとして出席予定であったため、当該有識者に向けた質問も出され活発な議論が行われるよう配慮する必要があると考えたことが理由であった。

岐阜県教育委員会は、5 人の発言候補者を確保し、発言の依頼を行った。

開催に当たっては、事前に発言候補者の氏名や属性が把握されていた。当日、依頼された発言候補者は、文部科学省の職員が所定の座席へ案内した。

本タウンミーティングでは、全部で 11 人が発言し、この依頼が行われた 5 人のうち、実際に発言した人数は 4 人で、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 110 回 地域再生 タウンミーティング イン 長崎（平成 16 年 5 月 15 日）

【判明した事実】

タウンミーティング室から長崎県に対し、タウンミーティング室が作成した地域再生等に関する質問・意見(4 問程度)を発言してくれる候補者を探すよう依頼し、これを受けた長崎県が、発言の依頼を行った。

本タウンミーティングでは、全部で 9 人が発言し、この依頼が行われた 4 人のうち、実際に発言した人数は 3 人で、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 111 回 教育改革 タウンミーティング イン 愛媛（平成 16 年 5 月 15 日）

【判明した事実】

文部科学省大臣官房教育改革官室から愛媛県教育委員会に対し、電話で発言候補者の確保を依頼するとともに、質問 7 問を作成し、メールで愛媛県教育委員会に送付し、また、タウンミーティング室にも送付した。文部科学省は、これらを発言の際の参考にしてほしいという趣旨で作成したとしている。

愛媛県教育委員会は、7 人の発言候補者を確保し、そのうちの一部に発言の依頼を行った。

開催に当たっては、事前に発言候補者の氏名や属性が把握されていた。文部科学省は、発言候補者がどの座席に着くかについて、追跡して確認していた。

本タウンミーティングでは、全部で 8 人が発言し、この発言内容の依頼が行われた者のうち、実際に発言した人数は 1 人で、一般の参加者と同じように指名された。その発言内容は、依頼された内容と同旨であった。

第 124 回 教育改革 タウンミーティング イン 和歌山 (平成 16 年 10 月 30 日)

【判明した事実】

タウンミーティング室が、参加申込者からの事前意見を参考に作成した質問 4 問を文部科学省大臣官房教育改革推進室と調整し、メールで和歌山県教育委員会に送付し、併せて発言候補者 4 人の推薦依頼を行った。同県教育委員会は、和歌山市教育委員会と(県)教育研修センターの参加予定者からそれぞれ 2 人の推薦を受けて選出した。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されており、発言者の座席は指定されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 12 人が発言し、この依頼が行われた 4 人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 125 回 教育改革 タウンミーティング イン 大分 (平成 16 年 11 月 27 日)

【判明した事実】

タウンミーティング室が、参加申込者からの事前意見を参考に作成した発言内容(質問 4 問)を文部科学省大臣官房教育改革推進室と調整し、メールで大分県教育委員会に送付し、併せて発言候補者 4 人の推薦依頼を行った。同県教育委員会は、県教委担当者 4 人に発言依頼を行った。

なお、発言内容となる質問は、タウンミーティング室が 3 問、同室の要請により文部科学省が 1 問作成した。文部科学省は、要請のあった 1 問とともに、タウンミーティング室作成の 3 問について修正をした案をタウンミーティング室にメールで送付した。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されており、発言者の座席は指定されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 14 人が発言し、この依頼が行われた 4 人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 127 回 司法制度改革 タウンミーティング イン 東京 ～より身近で頼りがいのある司法へ～（平成 16 年 12 月 18 日）

【判明した事実】

法務省は、タウンミーティング室に対し、司法制度改革をテーマとするタウンミーティングを開催してほしい旨申し入れて、検討を開始した。法務省では、司法制度改革に関する国民の理解を深め、その周知を行うためには、裁判員制度や日本司法支援センターについて国民誰もが知りたい一般的な質問であることが望ましいと考えていたものの、こうした質問はなかなか出ない可能性があることを強く懸念していた。その打開策をめぐって検討・協議を重ねる中で、タウンミーティング室担当者から、あらかじめ質問を用意して発言を依頼するやり方があるとの示唆を受けた。このような経緯を踏まえ、法務省では、本省職員が、その知人等 6 人に発言及び発言内容（特段の立場を示したのではなく、一般的なもの）を依頼し、その質問者及び発言内容をタウンミーティング室に通知した。それを受けて、タウンミーティング室は開催の準備を行った。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されていた。発言者の一般の参加者用席における座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者、回答順もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対応する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 10 人が発言し、この依頼が行われた 6 人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 129 回 司法制度改革 タウンミーティング イン 高松 ～より身近で頼りがいのある司法へ～（平成 17 年 1 月 15 日）

【判明した事実】

法務省は、司法制度改革の周知のため、再度、これをテーマとするタウンミーティングを開催してほしい旨申し入れて、タウンミーティング室の了解を得た。その後、第 127 回と同様の経緯により、質問依頼を行うことについてタウンミーティング室の了解を得た。このような経緯を踏まえ、法務省では、関係職員を通じるなどして、その知人等 6 人に発言及び発言内容（特段の立場を示したのではなく、一般的なもの）を依頼し、その質問者及び発言内容をタウンミーティング室に通知した。それを受けて、タウンミーティング室は開催の準備を行った。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されていた。発言者の一般の参加者用席における座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者、回答順もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対応する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 9 人が発言し、この依頼が行われた 6 人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第135回 司法制度改革 タウンミーティング イン 宇都宮 ～より身近で頼りがいのある司法へ～（平成17年4月17日）

【判明した事実】

従前より、タウンミーティング室から、司法制度改革のタウンミーティングは、発言依頼者の数をこれまでより減らしても開催の目的を達することができるのではないかとの提案があり、その後、タウンミーティング室との協議を経て、第127回及び第129回と同様の経緯により、法務省では、関係職員を通じ、その知人等3人に発言及び発言内容（特段の立場を示したのではなく、一般的なもの）を依頼し、その質問者及び発言内容をタウンミーティング室に通知した。それを受けて、タウンミーティング室は開催の準備を行った。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されていた。発言者の座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者、回答順もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対応する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で11人が発言し、この依頼が行われた3人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第139回 司法制度改革 タウンミーティング イン 金沢 ～より身近で頼りがいのある司法へ～（平成17年6月25日）

【判明した事実】

第127回、第129回及び第135回と同様の経緯により、法務省本省が、関係職員を通じて発言内容（特段の立場を示したのではなく、一般的なもの）の依頼を行った。

法務省では、関係職員を通じ、その知人等3人に発言及び発言内容を依頼し、その質問者及び発言内容をタウンミーティング室に登録した。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されていた。発言者の座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者、回答順もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対応する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で12人が発言し、この依頼が行われた3人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第146回 司法制度改革 タウンミーティング イン 那覇 ～より身近で頼りがいのある司法へ～（平成17年10月23日）

【判明した事実】

第127回、第129回、第135回及び第139回と同様の経緯により、法務省本省が、関係職員を通じて発言内容（特段の立場を示したのではなく一般的なもの）の依頼を行った。

法務省では、関係職員を通じ、その知人等4人に発言及び発言内容を依頼し、その質問者及び発言内容をタウンミーティング室に登録した。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されていた。発言者の座席は指定されており、質問順及び各質問に対する回答者、回答順もあらかじめ決められていた。また、それぞれの質問に対応する回答案も準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で11人が発言し、この依頼が行われた4人全員が実際に発言しており、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

第 155 回 司法制度改革 タウンミーティング イン 宮崎 ~より身近で頼りがいのある司法へ~ (平成 18 年 3 月 25 日)

【判明した事実】

法務省本省が、関係職員を通じて、その知人 1 人に発言内容(特段の立場を示したのではなく、一般的なもの)を示し、自発的に挙手をして指名があれば発言するよう依頼した。なお、本タウンミーティングではタウンミーティング室とは質問内容を示して発言の依頼を行わない旨合意していたため、事前連絡や書類送付は行われていなかった。法務省によると、発言内容の依頼を行った理由は、当日のテーマである司法制度改革のうち 2 大要素の一つである日本司法支援センターについて、一般から発言が出ず、制度の理解を深めることができない恐れがあったためであった。

開催に当たっては、法務省が事前に発言者の氏名や属性を把握していた。質問に対する回答案の準備については確認できていない。発言者の座席は指定されていなかった。

本タウンミーティングでは、全部で 13 人が発言し、この依頼が行われた 1 人は実際に挙手しており、一般の参加者と同じように指名された。その発言内容は、依頼された内容と同旨であった。

第 173 回 教育改革 タウンミーティング イン 八戸 (平成 18 年 9 月 2 日)

【判明した事実】

18 年 6 月、文部科学省から「教育改革」タウンミーティングを八戸市で開催したいとタウンミーティング室に依頼があった。

8 月 10～11 日、タウンミーティング室が、八戸市教育委員会(10 日)及び青森県教育庁(11 日)を訪問し、対話のきっかけとなるような意見を述べてくれる人を探してほしいと依頼した。その際、テーマの趣旨に対して賛成・反対を問わないこと、発言は強制しない旨を説明した。

8 月 22 日、八戸市教育委員会が、発言希望者 4 人及び発言内容をタウンミーティング室に送付し、同室は、この発言内容を文部科学省に提供した。

文部科学省から、議論の活発化のために教育基本法の改正についての議論があったほうがよいという理由から、質問項目案を作成するとタウンミーティング室に連絡があった。

8 月 24 日、文部科学省からの連絡を踏まえ、タウンミーティング室は、八戸市教育委員会に発言者の追加を依頼した。

8 月 30 日、文部科学省から、タウンミーティング室に質問項目案(3 項目)を送付した。タウンミーティング室は、これを八戸市教育委員会に送付した。

八戸市教育委員会は、県教育庁にこれを送付した。
県教育庁より送付を受けた県教育庁三八教育事務所は、管轄の学校のうち、タウンミーティング参加予定者の多い学校の校長に質問項目案を送付し、当該質問項目案のような意見を持つ発言候補者がいないか打診した。

8 月 31 日、県教育庁及び八戸市教育委員会は、タウンミーティング室に 3 人の発言候補者を連絡した。

タウンミーティング室より八戸市教育委員会、八戸市教育委員会より県教育庁に、発言の留意点として、できるだけ趣旨を踏まえて 自分の考えを自分の言葉で 棒読みにならないように 意見発表を依頼されたということは言わないように、との連絡があった。

9 月 1 日、県教育庁が、中学校長あてに注意事項を連絡した。また、八戸市教育委員会も、発言候補者に注意事項を連絡した。

開催に当たっては、事前に発言候補者の氏名や属性が把握されていた。発言候補者の座席は指定されており、質問順もあらかじめ決められていた。

本タウンミーティングでは、全部で 10 人が発言し、この発言内容の依頼が行われた 3 人のうち、実際に発言した人数は 2 人で、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。県教育庁から提出された資料によると、1 人は、会場に車を駐車することができないため出席していないとのことだった。

第 174 回 海洋国家・日本を考える タウンミーティング イン 横浜（平成 18 年 9 月 2 日）

【判明した事実】

タウンミーティング室で、一般応募参加者からの事前意見を確認したところ、本タウンミーティングのテーマと異なる外交問題等の質問が出るのではないかと、また、テーマが漠然としており、参加者がどのような内容を発言して良いか分からず、会場での発言が少ないのではないかと懸念もあった。このため、タウンミーティング室からの依頼を受けて、国土交通省は、11 問の質問例を作成し、11 人に対して発言の依頼を行った。

開催に当たっては、事前に発言者の氏名や属性が把握されており、一部の発言者の座席は指定されていた。それぞれの質問に対する回答案が準備されていた。

本タウンミーティングでは、全部で 11 人が発言し、この依頼が行われた 11 人のうち、実際に発言した人数は 7 人で、いずれも一般の参加者と同じように指名された。それらの発言内容は、すべて依頼された内容と同旨であった。

発言内容の依頼が行われたものの、最終的に取り消された事例

第 122 回 経済連携(EPA / FTA) タウンミーティング イン 鹿児島(平成 16 年 9 月 12 日)

【判明した事実】

タウンミーティング室からの依頼を受けた鹿児島県が、発言内容の依頼を行った。これは、タウンミーティング室が、テーマが専門的であり、一般参加者から発言が出ない恐れがあると考えたためであった。

本タウンミーティングの 4 日前に同テーマで開催したタウンミーティングにおいては、パネル・ディスカッションに多くの時間をとられ、フロアから挙手がたくさんあったにも関わらず、実際に発言できたのは、3 人にとどまった。このことに対し、出席した大臣から、一般のフロアからの質疑時間が短いとの強い指摘があった。この指摘を受けて、タウンミーティング室は、急遽、質疑応答の時間を多く取るため、予定していた本タウンミーティングのパネル・ディスカッションを中止するとともに、発言内容の依頼がなくても質問が自発的に出るものと判断し、予定していた 2 人に対する発言内容の依頼も取り消すことになった。

なお、上記(2)のケースも含めると、タウンミーティングの主催者側から一部の出席者に対して発言の依頼を行った事実は、計 115 回(全 174 回の約 2/3)のタウンミーティングで確認された。

これらの全体像を示すと表 3-2 のとおりである。なお、調査の結果、「そのような事実はない」又は「分からない」というものについては、同表から除外している。

表3-2 発言依頼の事実が確認されたタウンミーティングの回数

(単位:回)

区 分	「発言」の依頼あり		合 計 (重複分を除く 開催回数ベース)
	「発言内容」の 依頼なし 【(2)のケース】	「発言内容」の 依頼あり 【(3)のケース】	
司会者から紹介されて発言 【(2)のケース】	81	0	81
司会者からの紹介はなく、 一般の参加者として発言 【(3)のケース】	29	15	39
合 計 (重複分を除く 開催回数ベース)	105	15	115

(注1) 発言及び発言内容の依頼を行った事実があったが当日実際には発言が行われなかった事例についても、依頼を行ったこと自体は事実であるため、上表に計上している。一方、一度依頼を行ったが後になって取り消されたという事例については、最終的に依頼は行われなかったものととらえられるため、上表には計上していない。

(注2) 1回のタウンミーティングが上表の複数の欄に同時に該当する場合にはそれぞれの欄に計上しており、件数には重複があるため、単純には各欄の数字を合算することはできない。(例えば、1回のタウンミーティングで、ある参加者には発言内容の依頼をし、別の参加者には発言の依頼のみで発言内容までは依頼していない場合、両方の欄に1を計上している。)

調査結果を踏まえた評価

タウンミーティングにおいて、国から特定の内容の発言を依頼することは、国民の側から見れば、一般の参加者と同じ取扱いで発言するケースはもちろんのこと、司会者から氏名・肩書等を紹介されて発言するケースであっても、タウンミーティングに対する信頼性に疑問を抱かせる結果となりかねない。特に、国民の間で議論が分かれている場合などテーマによっては政府の方針を浸透させるための「世論誘導」ではないかとの疑念を払拭できない。

タウンミーティングを広報の場として活用すること自体は内閣と国民の直接対話の一環ととらえることができ、一定の妥当性が認められる。しかし、そのやり方として、政府の考え方に賛成の立場の者に特定の内容の発言を行うよう事前に依頼することは適切ではないと考える。

今回の調査で明らかになった事例には、タウンミーティング室自らが主導したものやタウンミーティング室のアドバイスを受けて関係省庁が主導したものなどいくつかのバリエーションがある。また、依頼した発言の内容も、単に事実関係の確認等に関するものもあれば、それ以外のものもある。いずれにしても、今後の運営に当たっては、主催者側から特定の参加予定者に対し、特定の内容の発言を会場で行うことを事前に依頼することは厳に禁止すべきである。

(4) 参加の依頼

全体の状況

タウンミーティングの開催に当たっては、募集案内で一般公募をしないことをあらかじめ明示している例もあるが、通常、一般の参加者については公募することとされていた。また、応募者が多い場合は抽選が行われることがあった。

しかしながら、一般参加者の公募以外に主催者であるタウンミーティング室や関係省庁から地方公共団体・共催団体等を通じてタウンミーティングへの参加を依頼する事例や地方公共団体等が自主的な判断で同様の依頼を行っている事例等があることが明らかになった。この場合、

-) 参加者募集の当初から専用の人数枠を取った上で依頼を行うケースと、
-) それ以外の、参加者募集の途中段階における応募状況等を勘案して行うケース（一般公募の一環として特定の関心が深いと考えられる者や地方公共団体等の関係者に特に参加の呼び掛けを行うケース、一般公募以外の形で特に参加の依頼を行うケースなど）

が考えられる。

)のケースであれば、主催者側が最初から参加者のバランスを調整する等の積極的な意図をもっていただけないかとの疑念が生じ得るが、今回の調査で確認した限りでは、国、地方公共団体ともにそのような形で依頼を行った事実はなかった。

また、)のケースについては、参加募集を行ったものの応募状況が低調で定員割れを起こしている等の場合に、座席を埋めるための努力として行われる場合がほとんどであり、国がこのような形で参加の依頼を行った事例は71回(全体の約4割)のタウンミーティングで確認された。

なお、国からの参加の依頼に応じた地方公共団体からの呼び掛けを受けてタウンミーティングに参加した地方公共団体職員の一部に対し、当該地方公共団体において職員旅費を支払った事例が2件(第125回教育改革タウンミーティング イン 大分(平成16年11月25日)、第173回教育改革タウンミーティング イン 八戸(18年9月2日))確認された。

また、タウンミーティングの開催に際して、「開催概要及び参加者募集のご案内」には、通常、「応募者多数の場合は抽選を行い、参加証の発送をもって、当選者の発表に代えさせていただきます。」と記載されており、一般の参加申込者数が、会場の規模等を勘案して定められた一般参加者募集定員を相当数上回った場合には抽選を行うケースがあった。13年度以降、抽選を行ったケースは何度かあり、抽選は、開催業務を請け負った業者又はタウンミーティング室において行われていた。これらのうち、2回のケース(第125回は募集定員300人、第147回は募集定員200人で、ともに応募者数が募集定員の140パーセント程度であった。)では、参加の依頼による応募者数は必ずしも明らかではないが、参加の依頼を行った結果、最終的には一般応募者と参加の依頼による応募者をあわせて抽選を行っており、参加の依頼を行ったことで、一般応募者が抽選に外れた可能性がある。

上記)及び)のそれぞれのケースについて、当委員会として把握できた全体像は表 3-3 のとおりである。なお、調査の結果、「そのような事実はない」又は「分からない」というものについては、同表から除外している。

表 3-3 参加の依頼の事実が確認されたタウンミーティングの回数 (単位:回)

区 分	国が参加を依頼	(参考) 地方公共団体等が 自主的に参加を依頼
応募状況を見て途中から 参加を依頼	39	1
そ の 他	32	12
合 計	71	13

(注 1)「その他」には、特に関心があると考えられる者に対して一般的な呼び掛けを行ったケースや依頼を行った時期が不明であるケースなどが含まれる。

(注 2)1回のタウンミーティングが上表の複数の欄に同時に該当する場合にはそれぞれの欄に計上しており、件数には重複があるため、単純には各欄の数字を合算することはできない。

(注 3)上記に加え、国が依頼したのか地方公共団体が依頼したのかが不明のものが1件ある。

(注 4)「国が参加を依頼」した事例のうち「応募状況を見て途中から参加を依頼」したもの39回の中には、地方公共団体において職員旅費を支払っている事例2回が含まれている。

これを都道府県別に見ると、国からの依頼があったことが確認されたのは、36 都道府県(47 都道府県の 3/4 以上)であった。

具体的には表 3-4 のとおりである。

表 3-4 参加の依頼の事実が確認されたタウンミーティングの回数(都道府県別)

No	都道府県	開催回数 (回)	国からの依頼の事実 が確認された事例(回)	(参考)地方公共団体等が 自主的に参加の依頼を 行った回数(回)
1	北海道	9	5	
2	青森	4	2	
3	岩手	2		
4	宮城	5	2	1
5	秋田	1		
6	山形	2	1	1
7	福島	1		
8	茨城	2	2	
9	栃木	4	3	
10	群馬	2	1	
11	埼玉	3	1	
12	千葉	2	1	
13	東京	24	7	1
14	神奈川	6	1	
15	新潟	4	3	1
16	富山	3	1	
17	石川	2	1	
18	福井	2		
19	山梨	1		
20	長野	3		1
21	岐阜	5	2	1
22	静岡	4	1	1
23	愛知	4	1	
24	三重	4		
25	滋賀	3	2	
26	京都	7	2	1
27	大阪	10	5	1
28	兵庫	7	3	2
29	奈良	2	1	
30	和歌山	2	1	
31	鳥取	1		
32	島根	2		
33	岡山	3	2	
34	広島	4	2	
35	山口	2	1	
36	徳島	2		
37	香川	4	1	
38	愛媛	2	1	1
39	高知	2	1	
40	福岡	7	3	
41	佐賀	1		
42	長崎	2	2	
43	熊本	2	1	
44	大分	3	3	
45	宮崎	2	1	1
46	鹿児島	3	2	
47	沖縄	2	2	
合計		174	71	13

(注) 国からの依頼の事実が確認され、同時に地方公共団体が自主的に参加の依頼を行っている事実も確認された事例が6回あり、上表ではそれぞれの欄に計上している。

具体的な事例

調査の結果、当委員会が把握した個別事例のうち、主なものの概要を示す。

第 67 回 大学発タウンミーティング イン 京都【共催】（平成 14 年 11 月 2 日）

【共催団体】 京都大学

【判明した事実】

タウンミーティング室は、京都大学へ「参加募集が始まったので、ポスター等で広報等願いたい。自治体・大学の関係者の出席者リストを作成し、連絡いただきたい。」という旨の依頼を行った。さらにその後、参加募集の途中段階において「申込み状況がかんばしくないので、京都大学の関係者に働き掛けていただき、90 人程度の参加を募っていただきたい。」という旨の依頼を行った。

これを受けて京都大学は、タウンミーティング室へ 25 人の出席者リストを提出した。

第 100 回 教育改革 タウンミーティング イン 岐阜 ～教育改革の推進と教育基本法の改正～（平成 15 年 12 月 13 日）

【判明した事実】

当初、文部科学省は岐阜県教育委員会に対し、タウンミーティング室は岐阜県知事公室及び岐阜市政策審議室に対し、それぞれ幅広い周知・参加呼び掛けを依頼した。

文部科学省は、参加者募集の途中段階において、応募者数が少ないことを懸念し、岐阜県教育委員会に対し、参加希望者の取りまとめを依頼した（人数の目途は提示していない）。

なお、岐阜県教育委員会が取りまとめた参加証配布用名簿（合計 133 人分）が存在する。

第 124 回 教育改革 タウンミーティング イン 和歌山（平成 16 年 10 月 30 日）

【判明した事実】

当初、タウンミーティング室は、和歌山県教育庁及び和歌山市企画部に参加者の幅広い周知を依頼した。それを受け、県教育庁は、市教育委員会及び教育関係者に対し、周知を行った。

さらに、タウンミーティング室は、参加者募集の途中段階において、応募者数が少ないことを懸念し、県教育庁及び市教育委員会に対し、参加希望者の幅広い取りまとめを依頼した。それを受け、県教育庁は、県教育委員会、（県）教育研修センター（当時）、教育事務所長会（当時）、市教育委員会に、幅広い呼び掛けを行った。

開催 1 週間前に市教育委員会から、タウンミーティング室へ市教育委員会の参加者名簿が提出された。

なお、市教育委員会が取りまとめた参加証配布用名簿（合計 65 人分）が存在する。

第 125 回 教育改革 タウンミーティング イン 大分(平成 16 年 11 月 27 日)

【判明した事実】

タウンミーティング室は、大分県教育庁及び別府市教育委員会に幅広い周知・参加の呼び掛けを依頼した。

さらに、タウンミーティング室は、参加者募集の途中段階において、応募者数が少ないことを懸念し、開催一週間前に、大分県教育庁に参加希望者の取りまとめを依頼した。

大分県教育庁は、参加者 11 人を取りまとめ、タウンミーティング室に連絡した。

参加者については、定員超過のため、抽選を行っていた。抽選は、参加申込者全員(445 人)を対象とし、県・市職員に関係なく当落が決まった。

なお、大分県教育庁によると、県教育委員会等の呼び掛けに応じ、44 人の出席があった。そのうち、教育事務所の 5 人には、事務所長が研修目的と判断して、旅費が支給されていた。

第 141 回 災害に強い地域づくり タウンミーティング イン 鹿児島 (平成 17 年 7 月 9 日)

【判明した事実】

国土交通省の地方支分部局は、鹿児島県及び鹿児島市に参加の呼び掛けを行った。

鹿児島県は 50 人の人数を依頼され、54 人の名簿を提出した。その後、一般参加者が多数いるため、参加者数を減じてほしいとの依頼があり、15 人に変更した。当日、鹿児島県から何人出席したかは不明である。

鹿児島市は 67 人の名簿を提出した。その後、一般参加者が多数いるため、参加者数を減じてほしいとの依頼があった。当日、鹿児島市から何人出席したかは不明である。

第 168 回 食育 タウンミーティング イン 妙高 ~考えよう「食」の大切さ~ 【共催】
(平成 18 年 7 月 30 日)

【共催団体】 新潟県妙高市

【判明した事実】

妙高市側では、食育というテーマにかんがみ、対話への参加者の中心を、次世代を担う食育の当事者である小学生や中学生としていた。また、栄養士、保護者、食生活改善推進員等、食育の現場に直接関わっている食育関係者に、積極的に、議論や当日のタウンミーティングに参加してもらうことが企画されていた。こうした企画案は、タウンミーティング室においても了承されていた。

上記の企画の下、妙高市では、小中学校栄養士会議、小中学校校長会議において、タウンミーティングのチラシを配布の上、口頭でタウンミーティングの参加依頼を行った。また、教育委員会を通じて、タウンミーティング参加学校・学級の打診・決定を行った。食育関係者については、庁内の関係各課を通じて、チラシを送付し、重点的に広報を行った。こうした参加募集は、公募開始と同時期あるいはその後に行われた。

小中学生の参加を優先するため、一般参加枠が少なくなっている旨は、市の広報誌にも明記していた。当日、会場前方に小中学生用の座席を設けていた。食育関係者については、一般席に着席していた。

なお、タウンミーティング室においても公募を行っていた。

第 173 回 教育改革 タウンミーティング イン 八戸 (平成 18 年 9 月 2 日)

【判明した事実】

18 年 8 月 10～11 日、タウンミーティング室担当者が現地に出張し、「参加募集のための広報と参加者召集のお願いについて」を青森県教育庁と八戸市教育委員会に配布した。参加者の招集を依頼する中で、「県・市及び関係機関の幹部及び一般職員(公務員)」に対しても参加を依頼した。具体的な人数の指定はなかった。

8 月 16 日、タウンミーティング室より参加予定者を事前に把握したい旨を青森県教育庁・八戸市教育委員会に連絡。その際、青森県教育庁には「参加人数が 49 人とこの時期にしては少ないので、県からの動員をお願いしたい」と依頼した。当時は、このときの依頼によって県・市側でどのような対応をとっていたのかは把握していなかった。

8 月 16 日に、八戸市教育委員会より市内小中学校及び八戸市連合 PTA に声掛けをし、112 人の参加希望者が集まった。

8 月 24 日、一般公募者受付が締め切られた。

8 月 18～30 日、タウンミーティング室は、県関係者、八戸市関係者、八戸市連合 PTA、国立学校からのリストを取りまとめた。

8 月 28 日、県教育庁は県関係者及び周辺市町村関係者等 95 人の参加希望を取りまとめ、タウンミーティング室に送付した。

確認された名簿によると、青森県教育庁より 95 人、八戸市教育委員会より 59 人、八戸市連合 PTA より 112 人、国立学校 13 人の計 279 人の参加希望があった。

タウンミーティングに出席した人々のうち、県の出張旅費を支給され出席した教員は 4 人いた。

調査結果を踏まえた評価

調査の結果、国からタウンミーティングへの参加の依頼を行うケースでは、参加者募集の途中段階の応募状況を見て低調だった場合や一般国民にあまり知られていないと思われるテーマで開催する場合等において、イベントとしての見栄えを憂慮して働き掛けを行ったケースがほとんどであることが判明した。これは、タウンミーティング室を中心に、閣僚等が出席する大掛かりなイベントとして相応の規模で開催することを前提にタウンミーティングの運営を考えており、外形的な体裁を重視していたということの一つの証左であると言える。

一般公募の一環として特定の関心が深いと考えられる者や地方公共団体等の関係者に特に参加の呼び掛けを行うケースについては比較的問題は少ないと考えることもできるが、一般公募以外の形で特に参加の依頼を行うケースについては慎重な検討が必要である。なぜなら、こうした特別の依頼を行った結果、本当に参加したいと思っていた者が抽選で外れてしまうこともあり得るのであり、一般公募の趣旨にかんがみると、公平性・透明性の観点から問題のある運営方法であったと言わざるを得ないからである。

また、テーマによっては、例えば、開催地の産業関係者の参集の下、当該地域の地域産業の活性化について討論することを趣旨とするタウンミーティング(第52回 タウンミーティング イン 葛飾〔NPO葛飾区若手産業人会と共催で、一般公募は行わなかった。〕)のように、初めから一定の要件に該当する者に特に参加してもらうことが必要なものもある。このような場合には、逆に一般公募とすることは問題であり、初めからそのような者に特に参加を呼び掛けるような公募を行うべきであると考えられる。

いずれにしても、タウンミーティングの本来の趣旨目的を考えれば、広い会場を参加者で埋め尽くすことが重要なのではなく、開催される地域で、住民・国民がどのような意見を持っているか、内閣の政策運営に対してどのような要望を持っているかといった、「対話の内容面」が重視されるべきである。仮に会場の空席が多かったとしても、それ自体が開催テーマに関する国民の関心度合いを示すことになるとの見方もできる。そもそも自発的で参加意欲のある者の数を適切に見積もり、その規模に見合った会場で開催するようにすればこのような問題は起こらないはずである。

(5) 謝礼金の支払

全体の状況

ア. 謝礼金全体の支払状況

タウンミーティングの開催に当たり、民間人有識者等に司会者・パネラー・コーディネーター等の役割を依頼した場合には、謝礼金が支払われるのが通例である。これらパネラー等に支払われる謝礼金及びこれ以外の謝礼金の支払状況を調査した結果は以下のとおりである。

まず、平成 13 年度は総価契約であり、請求書では、その内訳は大括りで詳細が不明であるため、さらに請求明細書を見ると、各回の開催ごとに「出演者謝礼」という項目があり、

- 「出演者謝礼」の支払総額は、1,171 万 9,287 円、最も低い回で 11 万 8,000 円、最も高い回で 90 万 8,166 円、1 回当たりの平均は約 25 万円であった。(詳細は資料編を参照)
- その項目には、民間人有識者等への謝礼金及び旅費並びにその他の者への謝礼金が含まれていたと推測されるが、請求明細書に領収書等の添付や内訳の記載がないこと、請負業者にも精算書類が残っていないことから、そのさらなる内訳については確認することができなかった。

次に、14 年度以降の単価契約における謝礼金の支払額の内訳は、表 3-5 のとおりである。

表 3-5 謝礼金支払内訳

年度	民間人有識者等 (30,000 円)	依頼登壇者 (20,000 円)	その他協力者 (5,000 円)	合計
14	15 回 25 人 750,000 円	5 回 9 人 180,000 円	14 回 42 人 210,000 円	20 回 76 人 1,140,000 円
15	12 回 26 人 780,000 円	1 回 1 人 20,000 円	7 回 15 人 75,000 円	16 回 42 人 875,000 円
16	19 回 36 人 1,080,000 円	-	4 回 8 人 40,000 円	21 回 44 人 1,120,000 円
17	18 回 30 人 900,000 円	-	-	18 回 30 人 900,000 円
18	3 回 5 人 150,000 円	-	-	3 回 5 人 150,000 円
合計	67 回 122 人 3,660,000 円	6 回 10 人 200,000 円	25 回 65 人 325,000 円	78 回 197 人 4,185,000 円

(注 1) 横の回数計は、いずれかの区分による謝礼金の支払があったタウンミーティングでの回数であり、横の単純計ではない。縦の回数計は、区分ごとの単純計である。

(注 2) 18 年度については精算済みの 3 回分のみ掲載。

イ. 発言の依頼と謝礼金の支払状況等

司会者やパネラー等以外の一般の参加者に対し、主催者側から発言の依頼を行った事例のうち、謝礼金の支払があったことが確認されたのは、25回のタウンミーティング計65人であった。金額は1件当たり5,000円で、上記表3-5の「その他協力者」に該当する。これらはいずれも司会者から氏名・肩書等を紹介されて発言したケースであった。

上記ア.で述べたとおり13年度の状況は把握できなかったが、14年度以降は年々支払件数が低下しており、17年度以降は謝礼金の支払があったという事実は確認されなかった。

なお、発言を依頼され、かつ、謝礼金が支払われた者(上記「25回65人」)の実際の発言内容については、国の姿勢に批判的な意見も述べられており、政府のスタンスに賛成する立場からの発言ばかりではなかった。また、発言内容を依頼され、かつ、謝礼金が支払われた者は確認されなかった。

表3-6 発言の依頼と謝礼金の支払の状況

年度	タウンミーティング 開催数	司会者から紹介されて発言した者	
		回数	人数
13	52回	50回	185人
14	26回	16回	47人
15	28回	9回	38人
16	26回	4回	8人
17	23回	1回	2人
18	19回	1回	2人
合計	174回	81回	282人

(注1) 18年度のタウンミーティングのうち、精算済みの3回分を除く第159回以降については、精算処理が終了していないため、請負業者の回答による。

(注2) 14～18年度の合計。ただし、各タウンミーティングの開始当初から登壇し謝礼金を支払われている者(パネラー等)を含まない。

調査結果を踏まえた評価

まず前提として、司会者やパネラー等への謝礼金については、講演会における講師に対する謝金と同様、公務に対する報酬として許容の範囲内である。

それ以外の一般の参加者について、謝礼金が支払われているのは、上記のとおり主催者側からの依頼を受け、かつ、会場で司会者から紹介されて発言した者である。これらの謝礼金については、イベントに参加して発言してもらうという依頼事項に対する報酬として許容する考え方もあり得るが、一方で、同じ一般の参加者の発言であるにもかかわらず、主催者から謝礼金が支払われる場合とそうでない場合とがあることの合理性の説明が困難であるという問題もある。

いずれにせよ、17年度以降、一般の参加者に対する謝礼金を支払った実績は見られないが、今後ともこうした謝礼金の支払は差し控えるべきであると考えらる。

(6) タウンミーティングの運営に関する請負契約

契約方法の変遷の経緯

タウンミーティングの開催に当たり、内閣府は、業者とタウンミーティング運営業務の請負契約を締結し、その運営を業者に発注してきた。契約は、平成13年度及び14年度については半期ごとに、15年度以降については年度ごとに締結された。

この間、契約形態は「総価契約」から「単価契約」へ、契約方式は「随意契約」から「企画競争に基づく随意契約」を経て「一般競争契約」へと変遷している。こうした契約方法の変遷の全体像は表3-7のとおりである。

表3-7 タウンミーティングの運営に関する契約方法の変遷

年度	契約形態	契約方式	入札等参加業者数	契約の相手方	
13	前期	総価契約	随意契約 (緊急)	-	(株)電通
	後期	総価契約	随意契約 (企画競争)	10社	(株)電通
14	前期	単価契約	一般競争契約	8社	(株)朝日広告社
	後期	単価契約	一般競争契約	4社	(株)電通
15	単価契約	一般競争契約	4社	(株)電通	
16	単価契約	一般競争契約	5社	(株)朝日広告社	
17	単価契約	一般競争契約	4社	(株)朝日広告社	
18	単価契約	一般競争契約	4社	(株)朝日広告社	

なお、契約形態及び契約方式に係る用語の意味はそれぞれ以下のとおりである。

【契約形態】(契約金額の定め方)

「総価契約」：契約の金額を総額で契約する方式で、通常はこの方式であり、契約締結の際に契約金額の総価が確定しているもの。

「単価契約」：単価を契約の主目的とし、契約期間を通してその供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約。(契約時に数量決定が困難な場合や回数が多くその都度契約することが事務的に煩瑣である場合に実施。)

【契約方式】(契約の相手方の選定方法)

「随意契約」：「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」や「緊急の必要により競争に付することができない場合」などの場合に、競争によることなく、契約担当官等が資産、信用(過去の実績等)、能力の確実な特定の者を選定して、その者と契約を締結する方式。

「企画競争」：随意契約の相手方を決定するに当たって事前の公募により複数の者から企画案の提出を求め、その内容等を審査委員会等において審査して、最も優れた提案をした者を契約の相手方とする方式。

「一般競争契約」：公告により不特定多数の者に申込みをさせる方法によって競争を行わせ、その申込みに係る者のうち、国に最も有利な条件(通常は最低価格)をもって申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方式。

契約形態に関し、14年度に総価契約から単価契約に変更した経緯については、会計課の説明によれば、

1年間を通じて継続的に開催されるタウンミーティング運営業務の契約に当たっては、

- 事業の性質上、開催場所や規模は異なるものの、基本的な作業項目や運営方法には毎回大きな違いはないこと、
- 機材や作業の単価をあらかじめ決めておき、数量の実績に応じて精算する方がより機動的な対応ができること、

といった理由により、あらかじめ定型的な業務内容に応じた項目と単価を定め、開催1回ごとに内容の確認をして精算する単価契約方式としたものである。

また、契約方式に関し、随意契約から最終的に一般競争契約に変遷した経緯については、会計課の説明によれば、

まず初年度である13年度前期(6~8月)は、タウンミーティングの開始が13年5月に急遽決定され、半年間以内に全ての都道府県において実施するとの方針が打ち出されたことから、同年6月から11月までの間に全国でタウンミーティングを開催するための運営業務ができる業者を緊急に選定し、準備を開始する必要があった。そのため、一般競争入札を行う時間的余裕がなかったこと等の理由から、やむを得ず随意契約としたものである。

13年度後期(8~12月)の契約においても、7月から契約準備に入ったものの、運営業務に関する知見がタウンミーティング室に十分蓄積されておらず、より良い手法を模索していたため、ただちに運営業務を定型化して一般競争を行うことをせず、企画競争による業者選定に基づいて随意契約を締結した。

このように、タウンミーティングの初年度である13年度においては、全く新たな事業であったこともあり、手探りでの開催運営を余儀なくされた状況がうかがえる。

一方、14年度からは、13年度に52回というかなりの回数をこなしたことにより運営業務についてのノウハウが蓄積されたことを踏まえ、ある程度定型化した契約を競争入札で行うことが可能となり、かつ、効率的であると判断されたことから、一般競争契約が導入された。その際、引き続き随意契約での実施を要望するタウンミーティング室に対し、会計課は一般競争契約の導入を強く主張し、最終的に随意契約から一般競争契約に切り替えられることになったという経緯がある。

13年度における随意契約に関する問題点

ア. 契約内容に関する問題点

上記のとおり、タウンミーティング開始当初の13年度は、前期は随意契約、後期は企画競争に基づく随意契約により業者に対して業務の発注が行われたが、国会における議論やマスコミ報道等で指摘されているとおり、その契約には、

- タウンミーティング1回当たりの平均金額が約2,200万円(13年度前期)と、一般競争に移行した翌年度以降(約700万~1,300万円)に比して高額であること
- 契約金額の根拠となる業者の見積単価に、例えば企画運営費として、1日当たり

局次長 10 万円、部長で7万円(「局次長」、「部長」ともに個々のタウンミーティングに關しどのような業務に従事したかは不明)といった高額な単価がみられること、また、各回の「出席者謝礼」が最高で 90 万円にのぼることなど、疑問を抱かざるを得ないような点がいくつか見られる。(事例については資料編を参照)

この点に關し、會計課はそれぞれに理由があったことを説明するが、限られた時間の中であっても、複数の業者から見積りを徴収する、市場価格を調査する、相手方と綿密に交渉する等の方法により、経費を節減する余地があったと考える。また、出演者への謝礼についても、14 年度以降と同様に指定単価を設定してコストを抑える等の努力が必要であった。

表 3-8 請負業者に対する支払額の推移

年 度	開催回数(回)	請負業者	支払額(広告料を除く) (円)	
			合 計	1 回平均
13	前期	(株)電通	349,559,942	21,847,496
	後期	(株)電通	452,023,365	12,556,205
	計		801,583,307	15,415,064
14	前期	(株)朝日広告社	79,114,457	7,192,223
	後期	(株)電通	114,296,212	7,619,747
	計		193,410,669	7,438,872
15	28	(株)電通	297,112,917	10,611,176
16	26	(株)朝日広告社	242,186,845	9,314,879
17	23	(株)朝日広告社	295,540,185	12,849,573
18	19	(株)朝日広告社	23,361,455 (3 回分)	7,787,152 (3 回分)

イ. 「さかのぼり契約」の問題

13 年度の契約は、億単位の契約であるにもかかわらず、契約締結時において見積もられた細かな旅費などの金額が精算額と 1 円単位で合致しているという不自然な点があることが判明した。契約締結時点ですべての開催分について旅費等の細部にわたる金額が確定され、途中の変更が全くなかったことになっており、こうした状況はたとえ契約金額の総額が確定している総価契約であっても通常は考えられない。この事実と、會計課による当時の担当者及び請負業者からのヒアリング結果から、書面上は確認できなかったものの、契約書の作成が実際の事業実施と前後してさかのぼって行われるいわゆる「さかのぼり契約」の実態があった可能性が高い。その背景には、タウンミーティングの実施が急遽決定し、開催準備が短期間に進められていたため、業務の実施が先行し、契約手続に必要な書類等を整える作業が後手に回ったという事情があったことがうかがえる。

會計課の説明では、やむを得ない事情がある場合、合理的な範囲内であれば、契約書の作成が事後となり、さかのぼった日付で契約書を作成することのみをもっ

て会計法に違背するとは言えないとのことであったが、会計法上、国の契約は、契約書を作成し、契約書に記名・押印した時点をもって確定することとされていることから、さかのぼった日付で契約書を作成することは好ましくない。緊急時とはいえ、全く新たな事業であり、かつ、変動要素が多い事業であるタウンミーティングについて、前期・後期という大括りの総価契約を締結することが適当であったかには一考を要するが、事前に概算で契約するなど、実態に即した工夫を行うべきであったと考える。

14 年度以降の契約に関する問題点

ア．契約の項目及び単価

14 年度以降の請負契約については、年度当初に一般競争入札が実施され 1 年間の請負業者が決定されている（14 年度に限っては、前期と後期に分かれている。）。具体的には、内閣府が仕様書で単価項目及びモデルとなる仮置き員の数を提示し、業者がそれぞれの項目に応じ単価を定めて 1 回当たりの総価を算出する。その 1 回当たりの総価で入札を行い、その結果、最も低い金額を示した業者が落札し、その提示した落札金額の内訳である単価を内容とする契約が締結されることとなる。各タウンミーティングの精算支払は、この単価契約に基づき、各回の実態に合わせて行われる。

こうした単価契約の内容として、既に国会における審議やマスコミ報道等で指摘がなされているとおり、「会場における送迎」、「エレベーター手動」、「内閣府との事前調整」といった社会一般の常識からは理解しがたい単価項目の設定や高すぎる価格の設定がなされている事例が見られた。

当委員会が疑問視する単価が含まれている主な項目として、表 3-9 に掲載したような例がある。

表 3-9 単価設定に疑問がある項目の主な例及びその単価の推移 (単位:円)

項 目	14 年度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
	前期	後期				
	朝日広告社	電 通	朝日広告社			
開催当日の動員関係						
空港・駅での閣僚送迎等	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
会場における送迎等	29,000	5,000	40,000	12,000	-	-
エレベーター手動	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
エレベーターから控室まで誘導	29,000	5,000	5,000	12,000	-	-
各出席閣僚等の個別担当	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
閣僚控室内の連絡要員	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
出席閣僚等送迎対応	-	-	-	-	12,000	25,000
警備員	20,000	18,000	25,000	20,000	15,000	15,000
会場設営、記者会見場設営関係						
受付及びクローク	130,000	50,000	50,000	20,000	20,000	20,000
記者会見場机及び椅子	150,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
場外看板	100,000	30,000	70,000	60,000	60,000	60,000
ステージ上吊り看板	190,000	80,000	80,000	60,000	60,000	60,000
出席閣僚等導線用パーテーション	100,000	40,000	50,000	15,000	15,000	15,000
連絡用フリップ	-	-	20,000	500	4,050	4,050
企画・調整関係						
進行台本作成	100,000	150,000	50,000	100,000	100,000	100,000
内閣府との事前調整	760,000	940,900	428,000	200,000	200,000	200,000
議事録等記録関係						
タウンミーティング議事概要	-	-	50,000	20,000	20,000	20,000
タウンミーティング議事録	36,000	80,000	80,000	100,000	100,000	100,000
タウンミーティングビデオテープ(1本)	58,000	100,000	-	-	-	-

(注) タウンミーティングの運営の請負契約における単価は、表中に掲げたものも含め約 130 項目にわたる。

ヒアリングの結果によれば、会計課は、業者選定に当たって一般競争入札を行い、最も低い価格を提示した者を選定していることで、業者選定の公正性と一定の経済性は確保されているとの認識であった。そのため、契約締結に当たって改めて個々の単価について精査する必要はなく、さらに、落札業者の提示した単価を変更することは入札の趣旨を歪めると考えていた。

しかしながら、国民の目から見た場合、理解しがたい項目が多く含まれ、疑問の多い価格設定がなされていることは否めない。当委員会としては、こうした単価を見直すとともに、請負契約締結の過程における落札業者との協議を通じ、内閣府の設定した予定価格よりも大幅に高い単価については減額補正を行う、又は、入札の際に項目ごとの上限を設定するなど、単価契約の在り方について抜本的な見直しを行うことが必要と考える。

イ. 単価の変動

上記ア. で記述した点に加え、タウンミーティング運営業務の契約単価を時系列で見ると、大きく変動する項目が多いという特徴が見られた。請負契約における約130項目にわたる単価のうち、前年度と比較して上下に3割以上の額の変動幅があった項目は、90項目以上、割合にして全体の7割以上にも及ぶ。

タウンミーティングの運営業務については、13年度に相当数の運営をこなしたことにより、14年度からはそのノウハウが蓄積され、ある程度定型化した契約が可能となったはずである。にもかかわらず、単価が大きく変動するのは、そもそも実態を的確にとらえた単価項目の設定になっていないことの表れである。

ウ. 一般管理費の取扱い

通常の請負契約の場合には、純粋に業務遂行のために必要となる経費のほかに、会社経営に必要な費用や給与、社内打ち合わせ経費などの合計金額を「一般管理費」として計上することが一般的であるが、タウンミーティング運営に係る単価契約の中にはこの項目が計上されていないことが明らかになった。

これは極めて不自然であり、一般管理費に相当する経費が「内閣府との事前調整」その他の単価に上乗せされているのが実態ではないかと推測される。

このような契約方法では、一般管理費に相当する経費としてどの程度の金額が充てられているかが全く明らかにならない。請負業者に適正な範囲以上の利益を生じさせる結果になっていないか等のチェックも不可能である。ひいては、それぞれの単価や契約全体に対する信頼性が損なわれることになる。請負契約におけるこうした不透明な経費の積算構造は早急に改めるべきである。

精算業務に関する問題点

ア. 精算時における不透明な会計処理

タウンミーティング運営業務に係る契約の精算業務に関し、精算員数の記載が適切でない事例があることが指摘されているが、当委員会の調査の結果、ハイヤーについて、精算台数が実台数より多い事例や出席閣僚等の人数より多い事例が37件確認された。この背景として、想定していた以上の遠距離をハイヤーで移動しなければならなかったために経費が膨らんだような場合、その会計処理を行う際に、実際にハイヤーにかかった総経費からハイヤーの台数を割り戻し、実態と合わない台数を記載する形で精算を行っていた実態があることが判明した。

また、ハイヤー以外の項目についても、仕様書記載項目以外の追加作業が発生した場合に、請求書に追加項目として明記せず、「舞台」、「照明・音響」、「内閣府との事前調整」など既存の他の項目の員数等を上乘せして精算を行った事例が19件確認された。(詳細は資料編を参照)

表 3-10 精算員数の記載が不適切な事例の数 (単位:回)

年度	13	14	15	16	17	18	合計
ハイヤーの精算員数の記載が不適切な事例		1		15	19	2	37
ハイヤー以外の項目で精算員数の記載が不適切な事例 (注)			8		11		19

(注) 契約仕様項目以外の追加作業が発生した場合に、請求書に追加項目として明記せず、「舞台」、「照明・音響」、「内閣府との事前調整」など既存の他の項目の員数等を上乘せして精算を行った事例。

その他、支払金額が落札金額の倍以上となっている事例や、「警備員」、「トランシーバー」など毎回仮置きの員数の倍以上となっている項目があるという事例も確認された。ただし、タウンミーティングの運営業務の請負契約では、()会場借上費や交通費等は実費精算となっており、落札金額の外数であること、()個々の項目に係る員数が会場ごとに異なること、()タウンミーティングの開催に当たり、現場で想定外の状況に対応するなど契約段階では見込まれていなかった追加的経費が必要となるケースが比較的多いこと、などの特徴がある点には留意が必要である。

いずれにしても、開催回ごとの員数の変動がやむを得ないとしても、実費精算部分を除いた支払金額と落札金額の乖離が著しくならないよう、過去の実績の推移を踏まえて入札時の仮置きの員数を設定するなど、会計手続の透明性を確保するための工夫が必要である。

イ. チェック体制の脆弱性

タウンミーティング運営業務に係る契約の精算業務については、かなりの部分の精算が年度末にまとめて行われており、本来毎回の開催ごとに速やかに処理され

るべき業務が的確に行われていたとは言い難い状況であったことが確認された。

こうした問題が起きる背景として、本来、会計課が契約内容の履行について直接検査を行った上で、支払を行うこととなっているにもかかわらず、現実には各地で開催されるタウンミーティングに毎回会計課職員が出張することは困難であるため、現地で確認を行ったタウンミーティング室職員から報告を受け、それを追認することをもって検査としていた実態があったことが挙げられる。また、タウンミーティング室の担当者は開催準備及び当日の運営に忙殺されており、業者から提出された請求書のすべてを綿密に点検する余裕がないなど、本来であれば毎回の開催終了までに行われるべき確認業務や、請負業務完了後速やかに処理されるべき精算業務が後手に回っていたという実態が見られた。さらに、履行終了から相当の時間が経過しているため、会計課職員においても、年度末においては出納整理期限内に迅速に支払を済ませる必要があることから、上述のとおり必ずしも精緻とは言えないタウンミーティング室職員の確認を基に請求を追認していたものと推測される。

このように、タウンミーティングの運営に関する契約の精算業務は極めて脆弱なチェック体制の下で実施されており、請求内容の十分な精査が行われてこなかった可能性が高い。当委員会としては、検査員の任命範囲の拡大など検査体制の充実を図るとともに、国費の執行を預かる関係者一人ひとりの意識改革に努め、原則どおり毎回の開催ごとに精算業務を行う旨の方針を定めるなど、精算業務の適正化に向けた措置を速やかに講じるべきであると考えます。

タウンミーティングに係る契約をめぐる問題の背景

上記のようなタウンミーティングの運営に関する請負契約をめぐる諸問題は、参加者に対する発言又は発言内容の依頼やタウンミーティングへの参加の依頼等の問題と根を同じくしているものと考えられる。

すなわち、タウンミーティング室を始めとする内閣府及び各省庁の関係者は、総理や閣僚等が出席するイベントとしてふさわしい質の高さを追求するとともに、開催に当たり、円滑かつ確実な進行及び最大限の安全性の確保を実現することに注力した。そのため、経費を最小限に抑えようというインセンティブが働きにくくなる一方、開催回数をこなすことに忙殺され、契約の透明性確保や適正な会計処理といった要請は相対的に劣後する結果となったものと考えられる。特に、事業開始年度である13年度においては、半年間のうちに全都道府県でタウンミーティングを開催するという小泉内閣の公約を果たすことを最優先していたため、こうした傾向が顕著であったことがうかがわれる。

今般、タウンミーティングをめぐる国費の支出の在り方について国民から厳しい批判が寄せられたことを契機として、今後はコスト削減の観点をより重視し、限られた時間の中であっても、費用対効果の最大化に向け、関係者一人ひとりの意識改革を図るとともに、担当部局も含め、会計事務の適正な手続を確保するための体制を整備することが不可欠である。

(7)その他

当委員会においては、上記(2)から(6)に示した項目に重点をおいて調査をしてきたが、そのほかにもタウンミーティングの実施状況について調査した事項や調査の過程で判明した事実があるため、それらについても以下に付言しておきたい。

個別の政策・施策を行う根拠としてタウンミーティングの参加者の発言を利用しているものがないかとの観点から、タウンミーティングでの参加者の発言内容を国会答弁や政府広報等に引用している例について調査した。

国会答弁に引用している例については、内閣府及び各省庁に対してヒアリングするとともに、国会会議録検索により平成13年6月16日(第1回タウンミーティング開催日)から18年10月31日の国会会議録を調査した。その結果、国会の質疑応答の中で「タウンミーティング」に言及した件数は324件であった。この324件の内容について更に調べたところ、タウンミーティング参加者の発言の概要を国会答弁で引用したと見られるケースが25件程度あったが、これらは、特に印象に残った発言を紹介したものや、ある政策について賛成、反対の双方の立場の意見があることを紹介する中で参加者の発言に言及したもの等であって、特段の問題があるとは認められなかった。

政府広報への引用については、内閣府及び各省庁に対してヒアリングを行ったところ、内閣府HPのタウンミーティング専用サイトや政府広報誌「Cabi ネット」の記事などで各回のタウンミーティングの様態を広報する例は確認されたが、この他に個別の発言を引用して広報を行っている例は確認できなかった。

第147回「文化力親子タウンミーティング イン 京都」(17年11月27日)において、タウンミーティング室の担当者に対して、共催者である市教育委員会の担当者から、「参加応募者の中に、他のイベントにおいて、会場内でプラカードを掲げ、指名されなくても大声を発するなどしたことがある者及びその者と関係があると見られる者が応募している。」旨の連絡があった。タウンミーティング室の担当者は、この連絡に基づき、会場内の混乱を回避する観点から何らかの対応が必要と判断し、上司とも協議して該当者の応募受付番号の末尾の数字(2つ)を抽選における3つの落選予定数字の中に入れることにより、該当者すべてを落選させた。その結果、該当番号の他の応募者についても落選させることとなった。

過去のタウンミーティングにおいて、参加者が会場内で横断幕を掲げたり、不規則発言をすることにより会場が混乱したことは、この回以前にもいくつかあったことからすると、タウンミーティング室としては、本来なら、本当に会場内において混乱が生ずる可能性が高いか否かについて、事実関係などを十分に確認の上検討し、必要ならば警備を強化するなどの措置を採ることを検討すべきであり、上記のような作為的な抽選をしたことは、タウンミーティングの趣旨からして、決して認められるものではない。

4. 本調査の結果から得られた教訓

本調査の結果から、これまでのタウンミーティングの運営上の問題点が明らかになったと同時に、その適正化に向けた今後の方策を検討する際に踏まえるべき様々な教訓が得られた。今後は、特に以下のような点を重く受け止めるべきであると考えます。

- タウンミーティングそのものの理念が内閣府内部で具体化されていなかったこと。
タウンミーティングをめぐる諸問題の多くは、「内閣と国民との対話の場」という理念をどのように具体化するかについての方針が明確な形になっていなかったため、そもそもどのような目的で実施している事業なのかが関係者の間で十分認識されていなかったことに起因していると考えられる。これは、タウンミーティングが急ごしらえの事業であり、事前に十分な事業設計を行う時間的余裕がなかったことも一因と考えられるが、事業の運営と並行しながらでもどこかの時点で基本的考え方の整理を行うべきであった。
- タウンミーティングの開催が自己目的化していたこと。
タウンミーティングの開催自体が重視され、事業の効果や運営状況に関する定期的かつ具体的な事後評価を行い、その結果を次の事業運営に反映させるという仕組みが十分確立されていなかった。特に、開催の規模や仕様が手厚い形で所与のものとしたため、効率化のインセンティブが働かなかった。
- 政府の側から見た「イベントの成功」が追求されたこと。
追求された「イベントの成功」が政府の立場からのものであったため、議論の活性化を促すことによりイベントを盛り上げるという観点からの工夫にとどまらず、一部のタウンミーティングにおいて、政府にとって穏当な発言が出るよう画策する等の行き過ぎが見られ、国民の立場から見たときに「世論誘導」ではないかとの批判を招く結果となった。
- タウンミーティングの「広聴」としての役割を軽視する傾向が見られたこと。
「内閣と国民との直接対話」を掲げる以上、政府の立場を国民に対して直接説明するという機能のみならず、重要な政策課題について広く国民の意見を拝聴するという機能の両方が双方向に有効に働いていることが前提となる。ところが、一部のタウンミーティングにおいて、前者の役割が必要以上に重視され、政府の自己PRの場としての性格が前面に出すぎるなど、広聴機能を軽視する傾向が見られ、それが国から参加者に対し特定の発言内容の依頼を行う等の形で表面化した。タウンミーティング全体の趣旨目的に加えて個々の開催テーマの趣旨目的を十分に認識した上で、仮に広報的な性格の強いタウンミーティングという位置付けにするのであれば、その旨を国民や参加者に明示すべきであった。

- 事業の進行を優先するあまり、適正な会計事務の執行についての意識や手続が不十分であったこと。

政府の重要イベントを時間的な余裕もなく次々と実施しなければならない状況下で会計手続を進めざるを得なかったため、契約形式の選定に当たって十分な検討を行うことが難しく、検査・確認においても不適切とみられる事案が発生した。

担当部局の会計担当職員の意識の向上や責任の明確化、事業の計画段階から契約・履行・精算に至るすべての過程における適正な手続の確保のためのチェック・システムの確立等の取組が十分ではなかった。

5. まとめ - タウンミーティング運営の適正化に向けて -

これまでのタウンミーティングにおいては、あらかじめ特定の発言内容の依頼をしておきながら一般の発言者であるかのように装わせた事例が見られたり、運営の請負契約の内容が不明朗であったりするなど様々な問題点が指摘され、当委員会の調査の結果、すでに詳細に記述したとおり不適切な運営が行われていた実態が明らかになった。

タウンミーティングは、時の重要政策課題について、内閣と国民との直接対話という双方向のコミュニケーションを通じてよりの確に国民のニーズを政策の企画立案や運営に反映させる上で引き続き重要な政策手段であり、国民の信頼を一刻も早く回復させるべく、その運営の改善を図ることが急務である。

そこで、本報告書の結びに当たり、タウンミーティングの運営の適正化に向けた今後の取組について、当委員会として以下のとおり提言する。また、これに加え、民間委員からの補足意見についても併せて記載することとする。

なお、本報告書の「3. 調査結果」等で指摘した改善事項については、確実にこれを改善することが当然の前提である。

【委員会意見】

事業のマネジメントの強化

今般の議論を契機として、一度原点に立ち返り、タウンミーティングのあるべき姿や果たすべき役割、事業運営に関する統一方針等について十分な検討を行い、それを「タウンミーティング基本方針」等の明確な形で示すとともに、内閣府及び各省庁の各担当者への周知徹底を図るべきである。

その上で、タウンミーティングの実施状況や事業効果等を含め、定期的に事業全体の評価を行い、「身の丈に合った運営」となるよう規模の適正化や経費の徹底的削減等の抜本的な見直しを行うべきである。

また、タウンミーティングで出された意見について、単に政府のスタンスを説明するだけでなく、内閣府や各省庁において政策の企画立案や実施に実際にどのように反映させたかについて、その実績を国民に対して具体的に明らかにすべきである。

タウンミーティングの運営面に関する公正性・透明性の確保

タウンミーティングをめぐる今般の一連の問題事例が、いずれも事業運営に関する諸手続の公正性・透明性の問題に直結することにかんがみ、運営ルールや必要経費、運営状況、配布資料等について、適切な事業運営と改善の基盤を確立する観点から、多くの国民がいつでも容易にチェックできるよう積極的な情報提供を行うべきである。

また、国民の間で意見が分かれるテーマや反対意見が多いテーマの場合には、例えば、各々の立場を代表する者の発言の後に参加者の賛否両論を戦わせる、論点を

国民の前に明示して議論を深めていくなどの工夫を行うべきである。いずれにせよ、どのようなテーマでタウンミーティングを開催する場合であっても、一定の方向に議論を誘導しようとしているのではないかとの批判を招くような働き掛けを主催者の側から行うことは、厳に慎むべきである。

開催形態や開催テーマ選定に関する工夫

例えば、地方公共団体やNPO等から予算面も含めた企画提案を募集する「国民主体」あるいは「地域主体」の開催形態や、コストに留意しつつインターネット等の情報通信技術を活用して遠隔地の国民も同時に参加できるようにする形態など、様々なアイデアを結集し、効果的かつ効率的な開催形態の可能性を検討すべきである。

また、開催テーマの選定に当たっては、あらかじめ世論調査等により国民の関心事項を把握するなど、広報と広聴の両機能を連携させたタウンミーティング運営に努めるべきである。

タウンミーティングの会計経理の事務面に関する公正性・透明性の確保

会計経理面については、すでに個別の論点ごとに指摘したとおり、以下のような改善を行うべきである。

- 単価契約について、
 - ）社会一般の常識から外れた単価を見直すとともに、請負契約締結の過程における落札業者との協議を通じ、内閣府の設定した予定価格よりも大幅に高い単価については減額補正を行う、又は、入札の際に項目ごとの上限を設定するなど、単価契約の在り方について抜本的な見直しを行うこと。
 - ）一般管理費に相当する経費としてどの程度の金額が充てられているかが明確になるような形で契約を行うこと。
- 精算業務について、
 - ）実費精算部分を除いた支払金額と落札金額の乖離が著しくならないよう、過去の実績の推移を踏まえて入札時の仮置き員数を設定するなど、会計手続の透明性を確保するための工夫を行うこと。
 - ）検査員の任命範囲の拡大など検査体制の充実を図るとともに、国費の執行を預かる関係者一人ひとりの意識改革に努め、原則どおり毎回の開催ごとに精算業務を行う旨の方針を定めるなど、精算業務の適正化に向けた措置を速やかに講じること。

こうした取組を積極的に進めることで、タウンミーティングの適切な運営を確保し、国民の期待を裏切ることのないよう、事業本来の趣旨目的に沿った公明正大な運営を行うことが強く望まれる。

〔川上和久委員 補足意見〕

広聴の徹底

今回の問題点の一つに、タウンミーティングが、本来、「国民との直接対話」という草の根民主主義の原点ともいうべき性格を備えているべきものであるにも関わらず、小泉内閣が発足した当初の所信表明演説に盛り込まれ、急遽、上位下達で実施されたために、「官主導」で外形が出来上がったことがあげられる。

この轍を踏まないために、第一に必要なのは、タウンミーティングの将来の在り方を考える上で、広聴に基づく幅広い国民世論の合意を形成することである。

国民が、どれくらいの経費をかければ、閣僚等に、直接意見を述べる場を設ける価値があると判断しているか、どのようなテーマについて、直接対話を求めているか、等を、世論調査等をしっかり行って、国民の目線でスキームを再構築すべきである。

自発的意思の尊重

広聴に基づいて、という意味では、現行のタウンミーティングでも、共催団体の募集がなされてきた。こういった理念は引き継ぎ、地域やNPOなどから、企画提案の形で、予算も含めて考えてもらう形で企画を募り、その中から、オープンな審査をして、どうしてもその場所に出かけていかなければいけないものを選んでいく、という形があってもいいのではないか。いわば、「国民の自発的意思に基づく、予算をかけない、手作りのタウンミーティング」を目指すべきである。

透明性の確保

タウンミーティングが広聴活動であるという性質からいっても、今回問題になったということからも、経費や運営過程などが、外部からいつでもチェックできるように、透明性を高めておかなければならないのは言うまでもない。

たとえば、神奈川県では、これまで行われたタウンミーティングの経費をすべて明らかにしているが、1回あたりの経費は平均で、38万円程度で済んでいる()。今後は、こういった情報の開示を積極的に行って、説明責任を果たした運営を心がけるべきであろう。

さまざまな問題が、多くの国民の目に触れて、改善に向けて方向付けられる基盤を作るのは、まずは透明性の確保である。タウンミーティングにおいて、国民がチェックできる形で、質問が募集され、選ばれれば、「やらせ」ではなくなる。

神奈川県広報県民課資料による。

8回のタウンミーティング(神奈川ふれあいミーティング)について、総計306万円、1会場あたり平均38万円。」

「開かれた形」を実現するために

タウンミーティングは、「国民との直接対話」であり、その発祥地である米国でも、「メディアを通じた直接対話」が既に行われている。どこかに出かけていって、その会場でタウ

ンミーティングを行うことにも意味はあるが、場所の制約が大きい。

むしろ、「テレビタウンミーティング」「ネットタウンミーティング」のような形で、米国でも行われているように、大臣がスタジオで何人かを相手に質問に答えたり、事前質問やライブでの質問メールに答えるような形で、「ネット上で誰もが参加できる」形も考えられる。

NHKでは、視聴者参加型の「日本のこれから」シリーズを放送しているが、政府においても、そういった形も参考にしながら、国民参加型の、メディアを利用した、より開かれたタウンミーティングを考えるべきであろう。国民の参画の機会を増やす努力を続けられれば、無理して動員したり、質問を依頼するなどの必要も、自ずと減じていくであろう。

タウンミーティングの結果をどう生かしているかの広報の徹底

そもそもタウンミーティングが何のためにあるか、という原点に立ち返り、出てきた意見を踏まえて、どのようにそれを生かしているかのフィードバックを強化していくことも重要であろう。

これまでは、タウンミーティングが、自己完結的なその場限りの意見聴取で終わり、「Cabiネット」に結果を掲載したり、動画配信はなされていたが、タウンミーティングでどういった意見が出たか、その意見を、閣僚がどう受け止めたかという結果のフィードバックが十分ではなかった。

「結論ありきの世論誘導ではない」ということを、国民の目線で確認するためにも、新しい形のタウンミーティングでは、アウトプットの広報を充実させることが重要である。

「広報 - 広聴の連携」は、国民がより納得する形での政策形成の基本であるが、「タウンミーティングを行うこと」が自己目的化しないためにも、アウトプットを示した上で、その意味を国民から常に評価してもらうようなシステムを整備すべきであろう。

国民との直接対話によって、閣僚が、国民の「皮膚感覚」を知ることには大きな意味があり、その意味において、タウンミーティングの理念そのものは、ぜひ存続させるべきである。

そのためにも、アウトプットを広報することで、タウンミーティングの意義が国民に再確認される努力が求められるのである。

【國廣 正委員 補足意見】

1. 双方向のコミュニケーション

タウンミーティングは、小泉総理大臣が、平成13年5月7日の所信表明演説で「私は、積極的な『国民との対話』を通じて、国民の協力と支援の下に、新しい社会、新しい未来を創造していく作業に着手します。関係閣僚などが出席するタウンミーティングを、全ての都道府県において半年以内実施し…」と述べたことに基づき、その年の6月16日から開始されたもので、その基本理念は一貫して「国民との活発な対話」である。タウンミーティングは、直接民主主義的手法により民主主義のプロセスを充実さ

せる施策として極めて重要な施策である。

「対話」という言葉から明らかなように、タウンミーティングの意義は、政府(閣僚)と国民の「双方向」のコミュニケーションという点にある。そして、「官から民」への語りかけが政府により真摯に行われることによって初めて「民から官」への意見表明(支持にせよ、批判にせよ)も実のあるものになる。この意味で、政府が自ら推進する政策について国民に説明して理解を求めるのは当然であって何ら非難すべきことではない。「対話」ということからの性質上、「民から官」への意見表明は良いが「官から民」への意見表明は許されないというものではない。

以上を前提に、この補足意見では、新聞報道などで「やらせ」として非難されている発言の「内容」(教育改革タウンミーティングにおける依頼発言内容を典型とする)の適否については敢えて問題にせず、手続き面について検討を行う。

2. 運営手続きの公正さ・透明性が問題

今回の一連の問題の本質は「運営手続きの公正さ・透明性の欠如」に尽きるのではないと思われる。つまり、依頼された発言者が何を発言したかという発言内容の当否以前の手続きの問題である。

もし、主催者側が、公正・透明(=正直)に「参加者の理解を深めるため、まず主催者側で用意した質問をしていただきます」「議論を活発化するための呼び水の意味で、あらかじめ準備した質問をしていただきます」といってタウンミーティングを進めていけば、誰も「やらせ」「サクラ」と非難することはないであろう。それは出自が明らかであり、運営手続きが公正・透明でウソがないからである。教育基本法のような論争的なテーマであっても「まず、政府案に沿った意見の方にご発言いただき、次に反対意見の方にも同様にご発言いただきます。それを踏まえて大臣がお答えします」という運営を確保すれば、手続的に公正・透明であり、何の問題もない。

政府がその施策に賛成する意見陳述者を準備しても、それを正直に明らかにした上で(透明性の確保)意見を述べてもらうのであれば、その意見の「内容」が批判されることはあっても、意見 批判 反論 再反論 …という民主主義のプロセスが確保されるので、運営手続きが不公正であると非難するいわれはない。これは「サクラ」「やらせ」とはいわない。やり方しだいでは、むしろ「国民との活発な対話」というタウンミーティングの目的達成を促進する面もあるといえるほどである。

しかし、調査委員会の調査の結果、多くのタウンミーティングで発言者にあたかも主催者と無関係の一市民を装わせていた事実が明らかになった。つまり「出自を隠した」のである。ここにウソがある。

もちろん、国民生活のすべての場面で「サクラ」を利用することが一律に禁止されるわけではないであろう(芸能イベントなど)。

しかし、政府が「国民との活発な対話」を目的として行う事業であるタウンミーティングは、民主主義政治のプロセスそのものであり、その運営手続きの公正さ・透明性(正直さ)の確保は民主主義の前提条件である。したがって、タウンミーティングにおける手続的な不公正は、民主主義のプロセスの基礎を損なうものであり、認めることがで

きない。

なお、一部の応募者を排除する目的で不正な抽選方法を用いることは、排除された応募者だけでなく、その応募者とたまたま同じ抽選番号(末尾1桁)であった多数の応募者を巻き添えにしてタウンミーティングへの参加の機会それ自体を奪う行為であり、手続き的な不正の度合いが極めて高く、決して許容できない。

3. 謝礼の問題

出目を明らかにした口火を切る発言などが認められてしかるべきことは上述のとおりであるが、このような依頼発言に対して「謝礼」を支払うことは別問題であり、これは許容できないと考える。同じ会場席から一般発言者として発言する人の意見は等価値であり、対価を伴うものとそうでないものの2種類を存在させることは不適切だからである(壇上のパネラーなどに常識的な額の謝礼を支払うことは許容できる)。

ただし、口火を切る発言などを依頼された発言者などについては、主催者側から依頼した発言であることが明らかにされるという条件の下で、交通費などの実費に限って支払うことは認めてもよいと考える。なお、この場合もあくまで実費精算に限るべきで、「謝礼(たとえば5,000円)」などという趣旨が不明確な金銭の支払いは認められない。なお、依頼発言者に身体障害がある場合などには、介助者などの費用も含めることは当然可能であり、実費の上限を5,000円にする理由はない。

4. 今後のタウンミーティングの在り方について

手続きを公正・透明にすることに尽きるのではないかと思われる。

口火を切る発言を準備した方がよいテーマもあるだろう。その準備を禁止する理由はない。「主催者が準備した発言だ」ということを黙っているのがいけない。

論争的なテーマで政府見解に沿った発言者を準備することが禁止されるわけではない。それをあたかも一般発言者のように装わせることがいけない。

論争的なテーマであれば、賛成派、反対派の発言時間を公平に保つような積極的運営をすべきである。そうすれば、反対派の動員を恐れて主催者側が動員をかけるという不毛の悪循環に陥り、タウンミーティングが政治的示威活動の場に墮することもない。

今後のタウンミーティングには、政府と国民の双方向のコミュニケーションという機能に加え、国際的にも通用する「議論ができる日本人」を育てるという草の根民主主義的な機能も併せてもたせるべきではないか。

【郷原信郎委員 補足意見】

タウンミーティングの目的が、「内閣と国民とが直接身近に対話を行う場を作ること」を通じて、国民にとって政治をもっと身近なものとし、政治への関心を一層高めることにあるとすれば、その運営においては、閣僚と国民との垣根を取り除いて率直な意見

交換ができること、費用を抑えできるだけ簡素に行うことが求められるはずである。しかし、それらは、格式を重んじ、形式的な結果を重視する従来の日本の行政官庁のカルチャーには最もなじまない考え方であり、そのような「役所的な発想」を排除する努力をすることなく、行政官庁を中心に「閣僚出席のイベント」としてタウンミーティングを開催したことに、今回の様々な問題が発生した根本的な原因があるように思われる。

行政官庁主導でタウンミーティングを開催するのであれば、当該官庁に対して、タウンミーティングの趣旨・目的を明確に説明し、担当者に十分に認識させた上、従来の「役所的な発想」とは異なった考え方で臨むことを明確に指示しなければならなかった。それが容易なことではないとすれば、むしろ、タウンミーティングの開催をすべて民間企業やボランティア団体主体とするなどの方法をとるのが合理的だったとも言える。

このように考えると、今回のような問題が発生したことについての責任は、根本的には、タウンミーティングの開催の基本方針を決定した内閣及びその開催を担当した内閣府をはじめとする各省庁の組織そのものにあるのであり、質問依頼や公務員の動員などを実行した担当者に対して懲戒処分などによる個人責任の追及を行うことは、本件問題の本質に反するものと言えよう。

今後のタウンミーティングの開催に当たっては、開催の趣旨・目的に照らして、どのような組織体制で、どのような企画・運営を行うかを、これまでの「役所の常識」にとらわれることなく、自由な発想で考えていくことが必要であろう。

なお、最後となるが、本報告書を極めて短期間で取りまとめることができたのは、膨大な調査作業等に平日・休日、昼夜を問わず取り組んでいただいた関係の職員、御協力をいただいた各府省や地方公共団体等の方々のおかげである。

ここに委員会として感謝の意を表したい。